

第一百十四回国会参議院商工委員会会議録第五号

平成元年六月二十二日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

六月二十日 辞任 千葉景子君

六月二十一日 辞任 伏見康治君

六月二十二日 辞任 広中和歌子君

出席者は左のとおり。

委員理事

委員

岩本政光君
大木浩君
下条進一郎君
平井卓志君
降矢敬義君
松浦孝治君
梶原敬義君
矢原秀男君
井上計君
木本平八郎君前田市川正一君
中曾根弘文君
宮澤弘君高橋達直君
横田捷宏君
鈴木直道君
児玉幸治君
熊野英昭君
高木俊毅君
棚橋祐治君
松尾三上義忠君
飯塚幸三君
高島章君
関野弘幹君
甘粕啓介君官房商務流通審議官
通商産業大臣官
房審議官
政策局長
通商産業省通商政策局次長
通商産業省貿易局長
通商産業省立地公害局長
通商産業省機械情報産業局長
工業技術院長
中小企業庁次長
中小企業庁計画部長
中小企業庁小規模企業部長
労働省職業能力開発局長内藤正久君
高橋達直君
横田捷宏君
鈴木直道君
児玉幸治君
熊野英昭君
高木俊毅君
棚橋祐治君
松尾三上義忠君
飯塚幸三君
高島章君
関野弘幹君
甘粕啓介君政府委員
通商産業大臣
房長
通商産業大臣官
房総務審議官
通商産業大臣官
官房商務流通審議官
通商産業大臣官
房審議官
政策局長
通商産業省通商政策局次長
通商産業省貿易局長
通商産業省立地公害局長
通商産業省機械情報産業局長
工業技術院長
中小企業庁次長
中小企業庁計画部長
中小企業庁小規模企業部長
労働省職業能力開発局長山本幸助君
内藤正久君
高橋達直君
横田捷宏君
鈴木直道君
児玉幸治君
熊野英昭君
高木俊毅君
棚橋祐治君
松尾三上義忠君
飯塚幸三君
高島章君
関野弘幹君
甘粕啓介君

午前十時二分開会

補欠選任 千葉景子君

梶原敬義君
高橋達直君
横田捷宏君
鈴木直道君
児玉幸治君
熊野英昭君
高木俊毅君
棚橋祐治君
松尾三上義忠君
飯塚幸三君
高島章君
関野弘幹君
甘粕啓介君教育局中学校課
長
文部省高等教育局専門教育課
長
労働省労働基準局賃金時間部勞動時間課長
自治省財政局指導課
二橋正弘君辻村哲夫君
草原克豪君
佳君
二橋正弘君

で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梶原敬義君 昨日の新聞を見ますと、中国への

「帰任急ぐ商社マン」、それから「戒厳令下の中国へ「百億円環境計画」狙う」、「受注合戦に連なるな」、このよくな形で日本人商社マンの中国

帰任ラッシュの写真が新聞にも報道されておりましたし、そして中国向け政府開発援助の受注合戦に急いでいる姿が報じられています。また、きょうの新聞を持つておりますが、「上海の「列車焼き打ち」事件」で「中国三被告を銃殺処刑」、この

ような記事が出ております。これらの一連の流れに対しまして、十六日には参議院の外務委員会で三塙外相が、経済団体、産業界に北京での企業活動再開自粛の要請をする意向を明らかにされおりまし、さらに二十日の本院の外務委員会でも、国際世論を考えれば好ましくないと、引き続き自粛要請をされております。

これらの動きと、一方、中国のこの処刑の現状等を見て、一体通産大臣としては、これらの企業に対しどのような指導をされておるのか、するつもりなのか、また、外務省に対しても同じことをお聞きしたいと思います。

○政府委員(鈴木直道君) 今先生の御指摘になりましたような新聞記事等があることは承知しておりますのでございます。ただ、私どもといたしましては、基本的にはそれぞれの民間企業みずからのお責任において行動なさるというふうに考えておるわけですがございまして、それぞれの企業が、世界におきます日本の経済の実情等々を当然基礎にしながら、十分な自覚を持って具体的な行動をなさつておられる方々がござります。

○委員長(宮澤弘君) 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案、中小企業事業団法の一部を改正する法律案、以上四案を便宜一括して議題といたします。

四案の趣旨説明は既に聴取いたしております。

外務省も全く同じでございます。

○梶原敬義君 ODAに群がるあさましい商社、あるいは日本企業の姿に対し、通産大臣の所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) まず、背景でございますけれども、私たびたびこの質問でもお答えをいたしておりますように、かつて四十数年前の忌まわしい思い出はあるものの、近くでまた親しい間柄でなければならない中国であります。日本という国は、何百年何千年、お隣の朝鮮半島あるいは中國大陸あるいは南の島々を通じて、あるいはさらに寛大なインド、中近東、ヨーロッパ、それらの文明、文化、産業、技術等が東進をして、長い世代にわたるその累積が日本の混合文化を築き上げたものでございます。

そういうことを考えると、一時期忌まわしい思い出があつたとはいうものの、我々はその恩恵を受けて今日の日本があるという認識に立つならば、これから長い先をかけてそれにお報いをし、さらにお互いに相とも力を合わせて发展をしていかなければならぬ關係を樹立すべきである。

それが私はやはりこの日中共同声明に発せられた根幹ではないかという気がいたしますし、それ以来、中国が開放政策をとられて、しかも明るい、安定をしたいわば貿易相手国だという認識で

昨今まで来たことは御案内のおおりであります。残酷ながら、天安門事件、そしてこく最近起きた、見せしめのためと新聞には出でおりますが、銃殺刑、まさにそれは許すべからざる人道上の問題でもありますし、政体が異なるせいもございましょうけれども、こういうことは大変遺憾なことでございます。ですから、在留の邦人、特に産業活動に携わっている方々もひつくるめて、退去の勧告をした状態は今でも続いているわけでござります。

しかし、企業が冷静な判断のもとに活動を続けることは、これは当然のことのごとくあります。いやしくも火事場泥棒的な発想でなされることは嚴に戒めなければなりませんけれども、最小限度の

企業活動のための維持をしていくことは当然でございますので、私は必ずしも正確な数値を記憶をいたしておりませんが、また把握をしておりませんけれども、いわば維持要員としての産業界の方々が現地に約半数程度おられるというふうに聞いております。ですから、これをもつて火事場泥棒的なこの際のということには全く当たらない。むしろ最小限度の機構の維持というものを考えながら活動を続けているのではないかという気がいたします。

いずれにいたしましても、中国という国は、私たちが想像以上に情報を把握しづらい国家でもございます。あの天安門広場に集まつた学生、民衆、その当時の新聞論調はやはり民主化を求めた運動だと。あるいは戒厳令をしかれたときも、学生と軍隊の交歓の様子が報道をされましたし、いわば一種のデモンストレーションというか、そういうことでなされたのかなと思いますと、一挙に銃口が向けられて学生、労働者が射殺された。こ

ういうことに転化をしたわけであります。表における報が余りにも少ないと気がいたします。では開放政策、引き続き諸外国との門戸は開放するという声明を出されておりますけれども、現実にこの事件処理をめぐって銃殺刑が行われている現実というのを考えますと、我々の得ている情報が余りにも少ないと気がいたします。

では、ここは冷静に、我々は古くからの近い国でございますから、冷靜にこの情報の確認をしながら、事態がどういうふうに推移するのかを見定めながら、今後の対応を決めてまいらなければならぬというふうに考えております。

○梶原敬義君 外務省もおられますから申し上げたいんですが、お互いに人権はとことん尊重し合おうじゃないか、このぐらいのことは率直に伝えただけのやつぱり勇気がついていいんじゃないか。日本と中国がこれから大事な関係を保つてい

くためには、そのぐらいの伝える勇気があつてもいいんじゃないかと、このように強く思います。

答弁要りません。
次に、きょうは中小企業関係の法案の審議です

から、その点に関して申し上げますと、企業の中進出が非常に活発でございますが、なかなか中小企業の中の製造業、昭和六十三年には中国投資件数は五十九件で、前年のほぼ倍となつております。したがつて、今回の問題でこの中小企業に与える影響というのはある程度出でているんではな

いか、このような気がいたしますが、現状を把握しておられますか、いかがですか。

○政府委員(鈴木直道君) 大臣が申し上げましたとおり、なかなか情報入手難ではござりますけれども、私どもいろんなところへ御連絡をしながら調査をいたしました状況によりますと、例の事件

以後、北京とかあるのは上海周辺におきましては、確かに相当の影響が出たよう聞いております。従業員の出勤ができなかつたり、あるいはまた原材料の入手難があつたりということだと存じますけれども、それ以後の動向をさらに調査をいたしますと、平常に徐々に戻りつつあると、かよ

うに聞いております。

問題はこれからでございまして、恐らく日本の企業家の方々、これからにつきましては、やはり中国に対するイメージというものにつきましては、従来よりは、何といいますか、イメージが損なわれ、中長期的には消極的にならざるを得ないと

いう面があるかとも思つております。

先生御指摘なさいましたように、中小企業を中心とした投資の盛り上がりというのは確かにございました。昨年、投資保護協定ができまして、かつまた、いろんな企業の進出もあり、特に中小企業の進出というのが私ども非常に歓迎すべき方向だ

と思つていただわけでござりますけれども、今後の問題につきましては確かに心配がござりますの

で、十分情報を得ながら、我々として手の打つことがあれば手を打つてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○梶原敬義君 次に移ります。

消費税に關してでございますが、政府及び産業界は、この消費税について、国民の中にソフトランディングしつつあるとの認識を有しているよう

でございますが、私も最近ずっといろいろな有権者に接しながら肌で感じておりますが、世論は決してそういうものではない、このように判断をしております。

きょうの毎日新聞の世論調査を見ますと、見出しが「消費税」「廃止」「見直し」九割も主婦層に強い不満」と、このようになつております。いかがでありますか、いかがです。

○政府委員(鈴木直道君) 大臣が申し上げましたとおり、なかなか情報入手難ではござりますけれども、私は通産大臣も御承知おきだと思いますが、もうこの際、見直しではなくて廃止の方向でひとつ積極的に通産大臣も動いていただきたい。この点についてお伺いをします。

○国務大臣(梶山静六君) 確かに、私も地元なんかへ戻りまして、消費税いいか悪いかと言いますと、消費税はやめてほしいというのが人間の朴素な感情ではないかと思いますし、私ごとを言つては失礼ですが、家内に言つても、そういうことを言わることはたびたびござります。

ただ、税体系全般としてどうかという話を必ず私は会う人に申し上げます。それは税の理論はそれぞれ私はあらうかと思うんです。それぞれの

よつて立つ立場あるいは自分の利益、そういうものを考え合わせますと、税にはそれぞれの理論があることを私は否定いたしません。ただ、一つ考え方を考慮られることは、日本という國は、特にこれ商工行政に携わりますと感じますですが、これだけ日本は外国との自由貿易の中で今日の成長発展を遂げたわけでございますから、外國の関係を抜きにして我々の産業や生活を考えるわけにはま

りません。そういうことを考えますと、国際間でおおむねバランスのとれたというか、近傍類似的な税制をとることは私は大切なことだと思うんですから、例えば企業税制一つを見てみまして

も、かつて日本は法人課税が四十数%だったものが、これから減税の原資に充てるとかあるいはいろんな政策経費に充てるということで、法人税が年々高まってまいつたことは皆さん方御案内のとおりであります。ここ十年近く法人税は上がる一方で、既に地方税ともひつくるめて五二%、超過税率を加えますと五三%程度にまで上がつたわけでございます。

それに引きかえて欧米各国はどうかといいますと、そもそも五〇台の法人税率を持つていたんですか、日本にまねしたかどうかは別として、企業活動を活発にし、産業を旺盛にし、そういうことで、民生を高めていくこうという目的のもとに企業税制は減税をどんどん廃止され、アメリカは既に四〇%、イギリスに至つては三五%程度の法人税になつたわけでございますから、その法人税一つを考えてみましても、日本の今の法人税体系がいいかどうかということになりますと、やはり水は高きより低きに流れるということもござります。これだけ国際化が進んでまいりますと、やはり企業が海外にどんどん進出をする。これは貿易摩擦の解消のために喜ばしいことでございますが、行つた企業は、確かに法人税が安い、内部留保ができる、再投資ができるということで、税率の低いことは好ましい方向であります。

そういうことを考えますと、これは企業の海外活動が活発になるという現実は、これは覆うべくもないわけでありますから、せめて適正な競争条件を整えるためには、私は日本の法人税もそれほど歐米先進国と大差のない税率に下げていかなきやならない、これが一つであります。

それから所得税に至つても、所得税は、かつて

シャウプ税制がしかれたころはまさに禁止的な累進税率であります、現実にその高い税率にさわる人たちの所得がなかつたわけでござりますが、現実にこれだけ経済が伸びてまいりますと、この累進税率は世界の中で一番高いものになつたわけでございます。

そういうのを考えますと、余りにも高い累進税

率というのは、人間の勤労意欲や所得意欲、そういうものを封殺をいたしますし、場合によつては所得の分割という手だてをいろいろ考へるようになるわけでござりますから、私はやはりこれまで諸外国とそれほど大きく違ひのない税制をとる方が望ましい。そういうことを考え合わせてみると、直接税に関しては少なくとも私は大幅な減税をしなければやつていけないわば国際環境に日本が置かれてしまった。

それから、それじや租税負担率が日本は高いのか低いのかというのを考えてみると、これは幸いなことに低いわけでございます。そういうのを考へますと、低いところをさらに低めていかなければならぬんですから、そのある部分は補てんをいたさなきやならないといふことになります

と、外國の税制はどうかというのを考えれば、アメリカは直接税だといいますが、それは連邦税でありまして、州税に至つてはほとんど間接税が大半採用をされております。そういうのを考えてみますと、やはり間接税に移行せざるを得ない現実があるのではないか。

そういうことでござりますので、私自身は直間比率の見直しは当然あつてかかるべし、そういう判断のもとにおつたわけでござりますから、今回

この消費税を出すことは、税制全般の中から見ま

すと私は当然であつてかかるべし、そういう思

がいたすわけでござりますので、ぜひそれは税制全般の議論として見ていただくように私も説得を

しますけれども、なかなか人間というのは、もう減税されたものはそのままいいんだと、何か消

費税だけ取られるのは嫌だという直感的な話にな

りがちでござりますけれども、やはり置かれてい

る立場を考えますと、税収入が少なくなれば、そ

れだけ行政サービスを低下させていいのかどうな

のか、あるいはほかに財源を求めることが、税源

を求めることが可能なのかどうなのか、そういう

ことをあわせ考へなければなりませんので、税はなるだけ取られたくないという人間の本能がござります。しかし、さは言うものの納めていただか

なければ、やはり最低限度の行政サービスを国民に享受してもらうわけにはまらない。そういうことを考えますと、消費税の導入というのは、税制全般の中では当を得たものだと、そういう確信のもとに政府としてはこの定着に全力を挙げてまいる所存であります。

○梶原敬義君 法人税の内外のバランスの問題と、それから所得税の累進税率が高いという問題、よく理解できます。ただ、今度導入された三%の消費税というのは、政府・自民党的宣言の中身といふのは、要するに企業の法人税率が高いから、あるいは累進税率が高いから、高額所得者の税金が高いから消費税三%を導入するというような言い方ではなくて、これからよつて来る高齢化社会への対応のために消費税三%を導入し、その三%は

高齢化社会の福祉や年金や医療に使うんだ、このような宣伝が非常に巧みにされているんですね。その点は今の大臣のお話と外で宣伝されている内容というのは非常に矛盾しておるし、国民に対するこれこそまた偽りの表現ではないかと私は思う

んですが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(梶山静六君) 私の立場が今ここに座つているのは通商産業大臣という立場でござりますので、いわば通商産業政策の中から私の許された範囲内での御答弁を申し上げているつもりでござりますが、税体系の中でも確かに国際化と高齢化社会に対応するという言葉が言われているわけであります。その国際化という問題が通商産業行政の中では一番大きな問題でござりますし、日本の

産業活力を維持し、雇用の場を確実に確保し、将来ともに競争条件が整うような社会をつくるためにはどうしてもやつていかなければならないとい

う通商産業大臣としての立場を私は申し上げたわけでござりますし、私政治家としてはやはり所

税の導入でござりますから、今とまどいがあることも当然かとも思います。特に私たちがここで言えることは、転嫁を確実にする、第二法人税にす

るな、それから下請いじめになるな、それからもう一つは便乗値上げをさせない、この三つがいわば商工行政の中の中心の税制に取り組む姿勢であります。ただ、初めてのいわば普遍的な間接税、消費、資産のバランスのとれたものでやつていただきたい。ただ、初めてのいわば普遍的な間接税、消費の導入でござりますから、今とまどいがあることも当然かとも思います。特に私たちがここで言えることは、転嫁を確実にする、第二法人税にす

るな、それから下請いじめになるな、それからもう一つは便乗値上げをさせない、この三つがいわば商工行政の中の中心の税制に取り組む姿勢であります。ただ、初めてのいわば普遍的な間接税、消費の導入でござりますから、今とまどいがあること

でござりますけれども、これは平成十二年度までに二年を目指しておりますけれども、これは平成十二年を目指しております、一極集中や円高の定着が進む中で、地域経済の発展と快適でゆとりのある国民生活の実現のために、工業の地方分散を

従来にも増して推進していくことで定めたものでござります。

それで、本年三月に告示をいたしました新工業再配置計画でござりますけれども、これは平成十二年を目指しております、一極集中や円高の定

着が進む中で、地域経済の発展と快適でゆとりのある国民生活の実現のために、工業の地方分散を

集積の低い地方に集積をしてまいりたい、こういふふうに今考へているところでござります。同時

法等によります法律の厳正な運用あるいは転嫁が円滑に進むような財政金融面からの措置等、幅広くきめ細かな措置を講じてまいっているところでござります。そして、特に下請取引に関しましては、ただいま私どもも細心の注意を持つてその動向を見守っております。御指摘のように、一部で値引き要請のような苦情とかトラブルも生じておりますけれども、何分にも事業者間の取引というものは、五月下旬以降の代金の支払いをきちんと見ませんと、適正な転嫁が実現されたか否かの判断もむね適正な転嫁が図られているようでござりますけれども、何分にも事業者間の取引といふものは、かには結論を引き出しにくくところもござります。そういう意味で、私どもは親企業、下請企業に緊急調査を行いまして最近の実情を把握しておりますけれども、さらに大規模な特別調査を公正取引委員会とも相談をしながら進めております。その際、御指摘のように、下請企業から親企業のことをこういう目に遭つたといって言うのは、後で取引上不利な立場になるんではないかと言つて恐れる方々もいらっしゃいますが、私どもその点については下請企業の方々に、御迷惑がかからないようなことだから、ぜひ率直に申ししてくださるようについてことで御指導をしていただきまして、既に緊急調査の段階でも私どもとしては親企業に厳しく指導をすべき企業として百五十社余りの企業を把握しております。したがいまして、これらの企業につきまして個別の実情を十分把握いたしまして、下請代金法等に基づきます厳正な措置を講じてまいりますし、さらに今後結果が出てまいります特別調査におきましても、厳しくその点を監視いたしまして、大臣が申されました三つの消費税に対する大事なポイントの中の一つとして、御指摘の点を遺憾のないように注意してまいりたいと考えております。

本法案を提案するに至りました背景とその主な

○梶原敬義君 そこで、本法律案については我が

○政府委員(棚橋祐治君) まず大都市圏、特に関

本法案を提案するに至りました背景とその主旨について、最初にお尋ねします。

○政府委員(棚橋祐治君) 二十一世紀に向かって、ソフトウエア需給が大変逼迫をいたすわけでございまして、私どもの見通しでは、二〇〇〇年を展望いたしますと、約九十七万人の情報処理関係技術者、特にシステムエンジニアの大幅不足が問題になるわけでございます。これは情報化を通じた産業構造の高度化によりまして大変大きな阻害要因となると考えておりますし、また、雇用構造の上でも極めて大きな問題を生ずるわけでござります。今回の対策は、以上のような背景、見通しにかんがみまして、通産省と労働省が協力をいたしまして潜在的な能力のある地域のソフトウエア供給力の開発を助成し、いわゆるソフトウエアクラスターを解消して我が国高度情報化社会を円滑に築き上げていきたいと、こういう目的で本法案を提案いたしているわけでございます。

○梶原敬義君 いろいろ通産省の資料やなんかを見てみると、情報サービス企業で働いている、そういうソフト関係やプログラマーの皆さんでいらっしゃいますが、その人たちの年間の売り上げが東京周辺では千百万円、そして三大都市圏以外では七百万円と、こう聞いています。このように言われておられますから、その格差の原因は何ですか。

○政府委員(棚橋祐治君) まず売上高で見ますと、三大都市圏に八五%、二兆三千億円のうちの八五%が集中をいたしておりますし、従業員の推移を見ましても、全国で二十四万人強のうちの七八%が三大都市圏、わけても関東圏に集中をいたる総合的に見まして、特に関東を中心とする三大都市圏以外の地域におきます事業所規模は相当零細でありまして、そういう点がただいまのソフトウエアの開発に從事する人たちの待遇に相当ハンディキャップを地方において負わせておるというふうに理解をいたしております。

○梶原敬義君 そこで、本法律案については我が

○政府委員(棚橋祐治君) まず大都市圏、特に関

○梶原敬義君 そこで、本法律案について私はどちらとも地方の経済振興を図るものとして賛成しておりますが、経済の中核管理等の高次元機能の東京周辺一極集中傾向を抜本的に是正する施策を講じない限り、本法の十分な目的と十分な成果を期待できないのではないか、このように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(棚橋祐治君) 御指摘のように、たゞいままた申し上げましたように、三大都市圏におけるトウエア供給の九割が集中をいたしておりまして、人材面、事業所面も大都市圏、特に関東圏に偏在をしております。一方、地方においてはソフトウエア開発に関する高度な知識、技術に触れる機会が非常に少ない、システムエンジニアなど高度な技術を持った技術者が不足をしておる、こういう問題があるわけでございます。第四次全国総合開発計画の中でも一極集中の問題を取り上げられておりますが、ソフトウエア分野においてもこの傾向が極めて顕著でありまして、国全体として四全総を中心として一極集中は正のための対策いろいろ講じていこうとしておるわけでございます。

ソフトウエアにつきましては、シグマシステムの最近の普及等により、需要地と開発地の分離がありましても、シグマの技術あるいはネットワーク化の進展によりましてスマートに需給のマッチングが行われるようになつてきておりまして、今回の対策によりまして人材育成、技術基盤の確立、さらには事業のあつせん等により大都市圏の需要に地域がこたえられるような体制が整備され、全国的に一極集中傾向を大いにソフトウエアの分野でも緩和できるものと期待をいたしております。

○梶原敬義君 要するに距離的なハンディですね、あるいは中央と地方の情報が離れておるところであります。でも、十分な人材あるいは技術力が得られれば、将来そういうハンディの克服というのは十分可能であると、このように考えておられるわけですね。

どうして可能なのかその点について伺います。

○政府委員(棚橋祐治君) まず大都市圏、特に関

○政府委員(棚橋祐治君) まず大都市圏、特に関東圏におきましては、立地コストの高騰というような制約要因がかなりござりますし、今申し上げましたように、シグマシステムが順調に今最終段階で構築に成功しつつありますことと、それからネットワーク化の進展等、こういうものを活用いたしまして、需要地はおっしゃるようにこれからもやはり三大都市圏、特に関東圏中心であることが多いと思いますが、地方遠隔地においてソフトウェアを開発する場合でも、それがシグマの活用、ネットワーク化によってその開発をしたもののが関東圏等主たる需要地に十分供給が可能であると、こういうふうに考えております。

それから、地方においては専修学校を中心とする人材育成機関が相当充実しつつありますし、地方公共団体や地方業界、企業等もソフトウェアの供給力開発には大変に強い熱意を示しておられるわけでございまして、そういう意味で、地域における供給力が上昇し、それから供給の伝達能力も技術的にも相当発達をいたしますので、需要地に十分円滑に供給ができるということで、供給と需要の両者がよければ中央で全部やってしまえばいい

○櫻原敬義君 東京周辺というのはもう既に対応できているんだ、あとは地方だという考え方のようですが、地方のそういうソフトウェアなんかやっている企業等へ行ってみますと、ある程度期待できる人材というのは、恐らくこれから先は中央ではなくむしろ集まりにくいんではないか。労働力というのは、そういうソフトウェアの供給力の不足に対して対応できるんじやないか。要するに中央がよければ中央で全部やってしまえばいい

○梶原敬義君 ぜひお願ひします。

んだろう。しかし地方にやっぱり持つてくるというのは、労働力の面、供給力の面からもあるんではないですか、人材の。その点はいかがでしようか。

○政府委員(棚橋祐治君) 先生御指摘のとおりと考えまして、地方には、適切な支援体制を組めば、システムエンジニア等、ソフトウエアの高度な技術を習得し、そこでソフトウエアの開発力を増大する潜在的な余地は人材面でも十分にあると考えますので、かねてから専修学校等の教育によつて人材の育成に努めてきたところでございますが、今回この御提案しておる法律によつて一段と人材の教育、あるいは実践教育を通じての支援体制の強化場合によつてはプログラムの開発のあつせん等を通じて人材の育成を十二分に確保できるものと期待いたしております。

○梶原敬義君 昭和六十一年特定サービス産業実態調査によりますと、同産業の売上高は全国の六八%が東京とその周辺、すなわち千葉、埼玉、神奈川に集中し、三大都市圏以外は一五%程度であるというような報告がなされております。また、事業所数、従業員数もそのような傾向であるようございますが、このような集中化傾向の原因といふのは、要するにそこに仕事があるから、あるいは情報があるから、優秀な技術者がいるから、このようになるんでしよう。

ですから、問題は、そういう仕事の受注面等も、これからやっぱり地方の遠隔地においても中央の仕事を受注し、向こうでやつて、またその仕事の成果を中央に戻す、このような形の指導といふのが果たして通産省ができるものかどうか、その点をお尋ねします。

○政府委員(棚橋祐治君) 御指摘のように、確かに事業所数、これは今先生がおっしゃいました特定サービス産業実態調査で見ておるわけございまます、売上高で六十二年で二兆三千億円のうちの八四%、従業員数では二十四万人のうちの七八%，事業所数では約三千七百のうちの六七%等々、三大都市圏、特に関東圏に圧倒的に集中し

ておりますのは、おっしゃったように、やはり需要が三大都市圏、特に関東圏に集中しておる。ソ

フトウエア技術者の偏在も、今おっしゃいましたように、三大都市圏、関東圏に圧倒的に高いといふような供給、需要の両面に大きな原因があつたわけでございます。

私もは、このソフトウエアの技術者育成対策に限りませんけれども、先ほどの四全総の基本的な精神に基づきまして、国全体として一極集中是正のための各種の政策を展開しておるわけでございますが、今回、私どもは二点、一つは、中心になりますのはもちろんシグマシステム等の最近の技術進歩を利用しての人材教育、またこの需要を供給地に円滑に供給するためのいろいろのネットワーク化の進展によつて、需要地と開発地の分離があつても、十分に地方から優秀なソフトウエア技術者が、技術者が育てば供給できるというような観点で人材育成、あるいはソフトウエア開発事業の基盤強化というようなことを中心に考えておりまし

て、さらにこれを実践的に進めていくために、高度なソフトウエアにつきまして当初モデル的に事業のあつせん等も行つていて、大都市圏の需要に地方がこたえられるような環境をつくっていくといふと考えております。こうしたことから、おつきましては、おのずから地域にも需要が広がっていくというようなことも期待できるものと考えておる次第でございます。

○梶原敬義君 次に、情報通信産業の売上高が二〇〇〇年には約百四十四兆円になる、このように通産省は予測をしておりましね。経済企画庁は百四十一兆円ですか。この予測といふのは当たらずとも遠からずと、いうようなものなのか、ただ單なる予測なのか、この辺はちょっと尋ねておきたいんですが、いかがでしようか。

○政府委員(棚橋祐治君) この予測は、昭和六十一年六月に、通産省の産業構造審議会情報産業部会の中期予測分科会におきまして各界の権威者等にお集まりいただきましてシミュレーション分析その他を、一定の前提を置いてではありますが、

いたしたものでございます。

例えばGNPにつきましては五%程度の名目成長率、現状でいきますとや低目でございますが、それと推定しておりますが、二〇〇〇年には十五兆八千億円強になります。今先生がおっしゃいました三十数兆円という情報サービス分野の数字は、需

要サイドで恐らくユーザーの中のいろんな需要全部を総計してのことです。私どもは生産ベースでとらえて約十五兆八千億円強と、このように計算し、これが百四十五兆円の内訳になりますが、その当時は全体合わせて約百四十四兆五千億円、これはちなみにこの想定をいたしました時点は昭和五十九年の統計をベースにいたしておりますが、その当時は全体合わせて約百四十四兆五千億円程度であったわけでございますが、それがこのように膨大な予測になつております。GNPに占める比率も二〇・七二%、つまりGNPの五分の一を広い意味での情報産業が占めるという、文字どおりのリーディングインダストリーになると予測は十分に信頼に足る予測と考えております。

○梶原敬義君 同じくそのソフトウエアの関係の売上高が二〇〇〇年では三十四兆三千億円、このように試算をされております。これも大変な金額になるんですが、かつて通産省の皆さん方が半導体産業が大変大きな金額になるんだという、要するに六年前から五年前の当初はそういうお話を随分あつたんですね、委員会あたりで。私はどうもおかしいんではないか、そんなになるのかと、こう疑問を持っておりました。途中で半導体の価格がぐっと下がりまして、通産省が言つていた金額が、どこかへ消えてしまつたことがあるんですね。

○梶原敬義君 次に、情報通信産業の売上高が二〇〇〇年には約百四十四兆円になる、このように通産省は予測をしておりましね。経済企画庁は百四十一兆円ですか。この予測といふのは当たらずとも遠からずと、いうようなものなのか、ただ単なる予測なのか、この辺はちょっと尋ねておきたいんですが、いかがでしようか。

○政府委員(棚橋祐治君) 私、先ほど申し上げました百四十四兆円程度、この中に私どもの生産の見通しでは、情報サービス分野、これは単純な計算から、それから今この法律案の中心になつておられますソフトウエアの開発等、全部を含めての広い意味での情報サービスですが、生産額の見通し

といったしましては十五兆八千億円強、昭和五十九年に約一兆二千四百億、現時点では約二兆三千億と推定しておりますが、二〇〇〇年には十五兆八千億円強になります。今先生がおっしゃいました三十数兆円という情報サービス分野の数字は、需

要サイドで恐らくユーザーの中のいろんな需要全部を総計してのことです。私どもは生産ベースでとらえて約十五兆八千億円強と、このように計算し、これが百四十五兆円の内訳になりますが、その当時は全体合わせて約百四十五兆円弱と、こういうことになるわけでございます。

○梶原敬義君 このように書いてあるんですが、調査室から出た資料なんですが、「二〇〇〇年の見通し(通産省)」二〇〇〇年のソフトウエア人材の予測では、三十四兆三千億円のソフトウエア需要をまかなうには、二百十五万人の技術者が必要とされるが、供給される技術者数は百十八万人であり、九十七万人の技術者の需給ギャップが生じることが予想される。「云々の中で、三十四兆三千億というのが出てくるんですが、それは……」要とされるが、供給される技術者数は百十八万人

○政府委員(棚橋祐治君) 先ほど申し上げましたのはソフトウエアの供給額といいますか、生産額の面で見たわけでございまして、これは後ほどまた出てくるかと思いますが、ソフトウエア分野は、私たちの見通しでは相当の輸入超過産業にならざるを得ないと、このように見ております。この三十一兆円というような需要は、企業内のいろんなユーズを全部合わせますと、そういう数字も一つの試算として出ております。

そういう前提でございました場合に、それを解決するためのソフトウエア技術者の需給バランスを考えた場合に、今先生御指摘の九十七万人の不足が二〇〇〇年に人材の面では危惧されると、こういうような数字に結びついているのではないかと考えております。

○梶原敬義君 先ほど本法律案の主な目的につい

て最初にお話がありました。繰り返すことはないと思つますが、要するにシステムエンジニアが三十万人強不足するということと、それから地域振興への寄与ということ、これがもう最大の目的だということになるわけですね。

○政府委員(棚橋祐治君) まず第一は、先生御指摘のように、全国的にソフトウエアクリエイシスと言われておりますが、その典型が人材の不足、今申し上げました九十七万人、特にシステムエンジニアが四十二万人不足をするという試算がござります。そういうことで、全国的に需給のバランスが大きく失しますので、システムエンジニアを中心に入材の大幅ギャップを何とかこの法律によつて埋めていきたいという点が大目的であります。が、それを地域において行うことによって地域の活性化にも大いに資するであろうと、こういう考え方であるわけでございます。

○梶原敬義君 今田舎を回っていますと、女性の人なんかは、ノーカーーとかそういうところよりも何か華やかなデパートとか第三次産業の方にあこがれる傾向があるんですね。若者もこういういわば新規な仕事になるんですけど、こういうソフトウエアの開発の仕事というのは、これはこれから将来ますとそれを、しかも三十年後半ぐらいになりますと、これはまた先が使い古されるような傾向だつてあるんじゃないかと思うんですが、若い人たちがこの職業にこれからもずっと好んでどんどん集まる傾向というのが考えられるのか、なかなか難しいのか、その辺のさわりの部分をひとつ聞かしていただきたいんです。

○政府委員(棚橋祐治君) おっしゃるよう、ソフトウエアの開発、特にシステムエンジニアにおきましては、若年といいますか、廿年まで、特に二十代、三十代の人たちが中心になっているということは事実でございます。若い人たちの間にほんのシステムエンジニアを希望する人たちが大変多くございまして、今各種の専修学校等はこのシステムエンジニアを目指して勉強しようという方が大変ふえておるわけでございます。プログラ

マーにつきましても、特に上級プログラマーの分野におきましてやはりそのように大変意欲的な若者がどんどんふえておりまして、情報処理技術者試験などは共通一次並みの膨大な受験者数になつておるわけでございます。

○梶原敬義君 情報サービス産業というのは、他産業に比べまして所定内労働時間に対する残業時間がとあるいは休日出勤とか、それに対する代休がとれないとか、こういうのがやっぱり出ているんですね。この点について問題点はないのかどうなのか。

○説明員(諏訪佳君) ソフトウエア業につきましては、残業時間が長い、ということが指摘されております。労働省では、このことを踏まえまして、六十二年度におきまして業界団体の協力を得て、ソフトウエア業の労働時間短縮をどう進めるかという調査研究を実施したところでございます。

その結果によりますと、やはり顧客からの仕様変更が多いとか、ソフトウエア業の企業の見積もり受注管理能力、あるいは十分な能力を有するソフト開発要員が不足している、こういうことから残業時間がが多くなっているというふうに調査結果はまとまっております。その中で、やはり顧客との間の商慣習あるいは受注管理能力、ソフトウエア企業の受注管理能力でございますが、そういうたところを高める、あるいは人材の育成と活用を図ることによって残業を減らそう、という形で提言がされたものでございます。

労働省といいたしましては、こういった提言を業界が自主的に進めていくとの側面から啓発指導、援助していくくという形で取り組んでいるところでございます。

○梶原敬義君 今若者がそういうソフトの関係にどんどん集まるというのは、そういう傾向はよくわかるんですが、ずっと将来果たしてそんなどん集まるような状況が続くかどうかというのは、もうそれは一つは資金あるいは労働条件、こなういうものに私は最終的には大きく左右されると思つんですね。それから中年以降の人生のあり方

というのがだんだん見えてくると、どうも先がよくないぞということになると、それはなかなか集まらない。その辺の問題がやっぱりあるだろうと思うんです。

話はまるつきり別ですが、私二年前にアメリカのシリコンバレーに行きました。日本人が経営しているエクサーという会社、そこで難しいソフトの開発をやっている。その中を見学いたしましたけれども、日本人に似たような人がいっぱいいるから、一体日本人は何人この工場に来ているのかと聞いたら、日本人は社長の私この何人と、四五人しかいないんですね。あと現場でやつてるのはほとんど韓国系の人とかあるいは台湾、中国系の人、それにアメリカの人たちなんです。

それで、話をよく聞いてみたら、日本人というのは余り向かないんだそうですね。ああいう開発をする場合には、やり出したらずつと続けてやるか、あるいはまた非常に情緒の要る仕事で、日本人といふのは教わって習うところではうまいんだそうです。そこから先何か新しいものを考えつくには、どうも教育方針が悪いのかどうかわからぬけれども、新しいものを次々に開発していく人といふのは向いていないというんです、日本人は。だから、やっぱりそこは問題があるんだという話をされておりました。

だから、そういう意味では、私は地方には非常に情緒のある人たちもたくさんいると思うんですね。だから、労働条件もよくしてあげて、そして仕事をどんどん中央かられるようなことをすれば、そういうソフトウエアクリエイシスというよろしくなことは解消できるんではないか。その意味で非常に賛成ですが、いかがでしょうか、ひとつ大臣のお考へは。

○国務大臣(梶山静六君) 確かに開拓精神といふのか、冒險心といふのか、そういう意味で新しいものに取りかかる気組みといふか、そういうもので手作業により行われてきました我が国のソフトウェアの開発は七割ないし八割が手作業的なものであると言われておりますが、アメリカにおいては逆に七、八割が自動化、機械化されておる。こういうことで、我が国においても先ほど申し上げました大幅な人材不足を特にプログラマーの段階において解消する有力な手段としてこれを始めたわけです。だから、労働条件もよくしてあげて、そして仕事をどんどん中央かられるようなことをすれば、そういうソフトウエアクリエイシスといふよ

ステーションをつなぐネットワークあるいはデータベースの構築、こういうようなものを内容としてシグマ計画と称しておりますが、その成果は、私どもの見るところ非常に順調に推移しておるものと見ております。

一例を挙げますと、各種のソフトウエアを開発する支援ツール、これが約五十本既に完成をいたしておりまして、これを搭載するワークステーションは、ハードウエア技術の進展も当然ありますとして、従前のものに比べますと格段にコストが安くなります。従来一台三千万円程度でありましたワークステーションが今や二百万円程度、十分の一以下にコストが下がつてきておりまして、比較的専門的なソフトウエア開発業者も、いろんな中小企業関係の助成策もありますが、容易にそれを手

に入れられるようなコストにまで下がってきておりまし、ネットワーク及びデータベースの構築もほぼ完了いたしております。現在、晴海に中央支援センターを設けまして、今年度はモニターテストを行つてゐる段階でございまして、ユザーの方々にこれを提供いたしまして、これの長所、欠点等、今実験的にモニターをしていただきております。ここでいただきました御意見をもとに、さらに改良をして、来年度かららの本格的な事業展開に持つていきたい、このように考へておる状況でございます。

○横原敬義君 次に移ります
地域センターというのがいただいた説明図の中
にございますが、これは一体どういうことなのか。
第三セクター、株式会社とかあるいは公益法人の
ことを言つてゐると思いますが、条文のところで
ちょっと何か見当たらないんですが、その点はい
かがでしようか。

○政府委員(棚橋祐治君) 私たちの考えておりま
すシグマセンターには二種類あることは御指摘の
とおりでございます。法律の細かい条文で恐縮で
ございますが、第二条第三項第一号のイとロの事
業を行ひますセンターは株式会社形態のものでご
ざいまして、情報処理振興事業協会からの出資、

これは雇用促進事業団からも応援をいたくわけですが、産投と雇用促進事業団から二年でございますが、産投と雇用促進事業団から二年間にわたって四億円いただいてつくります。平均的には出資規模で大体十二億円ぐらいの株式会社、これは当然地方自治体とか地方の企業も拠出をされるわけでございますが、そこにおきましては当然人材育成が第一の目的で、これが法律の条文でいきますと第二条第三項の一号のイの業務、

人材育成事業でござります。
さらにもう一つこの株式会社、センターには重要な業務がございまして、ここにおいては実践的に高度なプログラムの開発を行うという事業もここにございます。それを支援するいろいろの体制がここに取り込まれているわけでござります。これがいわゆる株式会社形態で我々が平成元年度では六ヵ所全国に展開をしたいと考えておるセンターでございます。

ものもございます。これは法律の条文でございますと、二条の三項の第二号、ここにございますいろいろの展示あるいは情報の提供等によってシグマシステムを通じて人材育成を支援しようという公益法人スタイルのものもあろうかと思ひます。これは特に箇所数を予算上は特定をしておりませんので、地域において今三十数カ所既に立候補といいますか、御要望が寄せられておりますが、そのうちの相当の部分は、むしろ当初は公益法人スタイルでPRと情報の提供とか普及とか図っていきました

○梶原敬義君 今の答弁の最初にシグマ計画なんとかいうのがあったね、ちょっととわかりにくかったので……。

す。その意味で、シグマの今回の成果がそこで大

いに生かされる。これによつて実践的なプログラムの開発が行われる、こういう意味でござります。
○梶原敬義君 地域センターは初年度、本年度は六ヵ所を予定していると。これは全部株式会社方式ですね、今言わねたね。その候補地は大体もうめどはあるんですか。大分のソフトパークはどうですかね。

○政府委員(棚橋祐治君)　この法律案を成立させ
ていたいた後、早急に地域の選定に取りかかる
わけでございますが、現在のところ、具体的な対象
地域は全く白紙の状態でございます。今後法律が
成立しますと、政令において一定の要件を備えて
おる地域、つまりもう十分現在ソフトウエアの開
発能力が集積されており、今後もそれが継続され

るというような地域は政令で対象除外地域にいたしまして、その地域以外の地域につきまして、この法律に基づきます基本指針を整えた上で、地方から事業計画の提出をお願いをいたしまして、通産省と労働省で慎重に検討した上で選定をすることとなつております。御指摘のように、これが予算上では今六カ所計上されているわけでございま

○梶原敬義君 今過疎県の全国ナンバーワンが鹿
先生の大分県はつとにソフトウエアの
技術者養成に大変に熱心に取り組んでおられまして、このソフトパークの成果はかなり高水準にあるものと考えておりますが、今後この大分県のソフトパークが御希望であれば、他の企業、他の御希望の地域と一緒に慎重に検討の対象にさせていただ ꝑくつもりでござります。

児島ですね、ナンバー「一」が大分ですし、ナンバースリーが北海道、四が島根、五が宮崎、六が熊本、こうなつてているんですよ。だから、そういう地域で頑張っておりますから、これは大分の方は、通産大臣、よろしくお願いします。

していただきたい

○政府委員(棚橋祐治君) 中心になりますのは、この地域ソフトウエア供給力開発事業を行う者に対する支援でございまして、その中で一番大きいのが、中心になりますのが出資でございます。これが情報処理振興事業協会(I.P.A.)から一ヵ所当たり二億円を二ヵ年にわたって合計四億円出資をする計画になつております。先ほど申し上げま

したが、平均的な想定ではこの株式会社形式の地域センターは大体十二億円程度の出資を予想されておりますので、その三分の一という相当大きなシェアの国からの支援でございます。このIPAからの出資の原資は、産投と雇用促進事業団の両方から同額ずつ予算的な手当てをいたしております。

それからもう一つ、この地域センターにはNTTの無利子融資制度、いわゆるCタイプでござりますが、これは全体で平成元年度約百億円計上しておりますと我々は期待しておりますけれども、各地域に無利子融資制度が行われます。

それから、労働省からは雇用促進事業団から直接この地域センターに人材育成事業への助成制度、雇用奨励金等が行われる予定でございます。

それから、情報処理振興事業協会の中にござい
ます中央支援センターからいろいろのこの地域へ
の指導等が行われるわけでございますが、その指
導等に関する経費への助成が一般会計から平成元
年度一億七千万円、さらに地域が行います人材育
成用教材、これの開発事業に対する支援が産投か
らこの協会に四億円計上されておりまして、出資
機能あるいは無利子融資その他の予算措置として
は相当手厚い対策が盛り込まれておると思つてお
ります。

最初いたしました。基盤強化、こういうことです
からね、いたしましたが、中身は、この二つともそ
んなにもう基盤強化で何か中小企業が一気によみ
がえるような中身ではない、このように思います
が、この点いかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御案内のように国際化を初めとします内外の厳しい経済環境の変化の中で、中小企業も構造調整の真っただ中にあり、厳しい試練にさらされているわけでござります。そのような中で、御案内のように、六十一年には新事業転換法、そしてまた企業城下町法の緊急立法を成立させていただきましたし、昨年には融合理化法という新しい、従来にない画期的な中小企業の構造調整のための手立てを講じていただきたわけでござりますけれども、考えてみますと、この構造調整は二十一世紀を目指した息の長い道のりであるとかと存じます。そのような意味におきまして、私どもはこの中小企業の構造調整政策を今後一段と骨太に進めていく必要があると存じておるわけでございます。

そのような大きな流れの中で私ども今回の三法案をお願い申し上げてゐるわけでございまして、いずれにいたしましても、この三法案の内容はいずれまたいろいろ御審議の過程で先生から御指摘があろうかと思いますけれども、先に一言で申しまりますと、このような中小企業にとりましての焦眉の課題であります構造調整を円滑に進めていくための基盤をいろいろな角度から整備してまいり、拡充してまいり、こういうものでございまして、構造調整を骨太に進めるために欠かせない基本的な政策手段であると私どもは自負いたしているわけでございます。

一言だけ申させていただきますと、事業団法の改正につきましては、産地とか城下町とか、あるいは各地の商店街等におきます地域の中小企業の活性化、構造調整を個々の企業ではなかなか進めにくく。これを地域ぐるみで進めてまいりう。そのため、地方自治体あるいは地元の産業界が一致団結して具体的な意欲的なプロジェクトを多々

今打ち上げておられるわけでござります。これらを私どもとして積極的に支援してまいりたいとの考えに基づくものでございます。

投資育成会社法の改正につきましては、構造調整を進める際には、何と申しましても、新規事業の展開を一方において進めていく必要があるわけでございます。新規事業の展開には新たな企業を起こして、つまり創業という形を通して進めの場合が少くないわけでございますけれども、その際にはなかなか創業段階では資本力に欠けるところが多いわけでございます。これを今回新たに支援いたそうというものです。

また、小規模企業共済法の改正法につきまして申せば、御案内のように、この共済制度は、小規模企業の経営上の不安を解消し、環境変化への適応力を高める機能を從来から果たしてまいっておりますけれども、最近のような資金規模の増大ですかとか、あるいは円滑な産業調整を推進する上からの小規模企業者の引退後の生活の安定の確保、このような観点からぜひとも制度の拡充をいたしまして、基礎的な意味におきまして構造調整が円滑に進むような土台を整備してまいりたい、かよくなことでございます。

これら三つの法律は、先ほど申し上げましたようなかねてがらの立法措置、あるいはその他のもちろんのきめ細かな中小企業施策と相まちまして骨太に産業構造の調整、経済構造の調整の大きな役割を果たしていくことができるものと考えている次第でございます。

○梶原敬義君 今圧倒的に第三次産業に労働力も移つておりますし、企業数も非常に多くなっておりますが、流通業界は特に地方では格差がどんどん拡大しております。その点に対しても、具体的な法案の中身に入る前に、通産省の認識を聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦彦君) 何と申しましても、流通業は日本経済の豊かさを国民生活に還元する一番の担い手でもありますし、また、製品輸入の拡大という国是を力強く推進する際の大きな担い手

は流通産業の今後の構造調整、発展に大きな期待をいたしているところでございまして、先生御高承のように、先般九〇年代の流通ビジョンを審議会において策定していくたましまなければ、その中におきましても、流通業が国民経済的に果たす重要な役割にかんがみまして、その経営基盤を強化する、あるいは人づくりを進める、それからまた、個別店舗あるいは商店街ぐるみの活性化のために、政策手段を総動員して流通産業の近代化、構造改善を進めてまいろうと、このような提言をいただいているところでございまして、私どももいたしますても、そのような観点から、ぜひともこの流通産業に対する政策を一段と力強く進めてまいることにいたしたいと考えていただけます。

○梶原敬義君 具体的に中小企業事業団法の一部を改正する法律案についてお尋ねしますが、私で読んでみて、どんなことをイメージしておられるのか、なかなかつかみどころがないんですね。これについて少しあわせて説明していただけませんか。

○政府委員(高島章君) これまでの中小企業施策の大きな柱の一つは、やはり建物とか機械とかといった具体的なハードに対しましていろいろな支援措置、援助措置を講じることによりまして、中小企業構造の高度化を図るというところにあつたわけでございます。また、実際にそういう事業を行つたようなソフトな資源をもつと中小企業の皆さんにつけていたやすく商品開発とかあるいは販路の開拓を行う中小企業みずからが組合をつくつて新しい環境に対処していくというところに、政府支援を行うというところに重要なポイントがあつたわけでございます。

今回の事業団法の改正は、そういった従来のハードだけに目をとらわれることなく、むしろ研究開発とか商品開発とかあるいは販路の開拓といったようなソフトな資源をもつと中小企業の皆さんにつけさせていただくよう支援をしたい。また、実際にそういう支援を行うたることは、実施主体は単に中小企業だけでなく、地域の地元の自治体

あるいはいろいろな地域元の垣根を越えた産業界の人たちのグループ、そういう人たちが一つになりましてそういう支授事業を行ふ際に新たな政府の支援を行いたいということでございます。
○梶原敬義君 ここでも第三セクターが出てくるわけですが、この第三セクターというのは、さつき言われましたように、株式会社方式でいくのか、それに対する国の出資あるいは県、地方自治体はどのような対応をさせようとしているのか、この点はいかがでしようか。

○政府委員(高島重君) 第三セクターと申しますのは、もう御案内だと存じますが、企業とかその団体とともに地方公共団体が出資または出捐をし、実際に運営に参画いたします法人のことですござります。具体的には株式会社のものもございますし、さらには公益法人のものがございます。先ほど申し上げましたように、中小企業構造の高度化を支援する事業を実際に行います主体というのは、今申し上げました公益法人とか会社というものを予定しております、そういう意味では第三セクターの形態で行われるものが多いだらうと思います。これも繰り返しになりますけれども、各地域におきましては、自治体とか産業界が中心になりまして地域ぐるみでそのような事業を行おうとしておりまして、これに対する出融資を我々としては行つてまいりたいと思っておりまして、その主体は第三セクターの形態をとるものが多いであろうと思うわけでございます。

○梶原敬義君 具体的にそういうような一つの要請というんですか、今こういうことをやりたいんだと、地方自治体あたりから幾つか、こういう法律ができる以上は、今上がっていると思うんですね。それを一、二少し説明をしていただけませんか。

○政府委員(高島重君) 我々も各地でいろいろと情報交換をさしていただきまして、今御指摘ございましたように、具体的なニーズがどういうところにあるのかというのを日本じゅう把握をしているところでございます。一、二具体的な例を申し

上げたいと思います。

一つは、近畿地方の地域におきまして、先端技術産業を育成するためにインキュベーターセンターを設置いたしまして、従来の鉄鋼産業分野から成長性、確信性の高いメカトロニクスとか精密加工、新素材の分野へと中小企業を育成、導入しようといった事業を行おうとする動きがござります。地域の中小企業の企業化センターと申し上げてよろしいかと思います。

その次は、九州のある地域でございますが、精密加工センターを設置いたしまして、造船関連の下請の中小企業の技術力の向上を図りまして、県内に誘致しましたハイテク企業が使用する部品、資材の一部も円滑に供給できるようによいいう動きがござります。地域の新技術を開発するセンター事業と申し上げていいかと思います。

○梶原敬義君 今までの高度化事業に対する助成の実績の数字をずっと見ましたけれども、少し伸び悩んでいるような傾向がうかがえます。その原因、それから今後の対応、これをお伺いいたします。

○政府委員(高島章君) 御指摘のとおりでございまして、五十七年以降、高度化融資の貸付額は横ばいなし若干低下をしてきております。これはいろんな原因があるのかと存じますが、一つは、小規模な参加者がふえてきたこととか、あるいは地価が高騰したこと、それから最近まで続きました中小企業の景気停滞があつたこと、またそれにも増して重要な点は、最近の経済環境が非常に変化をいたしまして、高度化事業に対する新しいニーズが生じていますけれども、これまでの制度では必ずしも十分これに対応できなかつたといったこともあらうかと思うわけでござります。今後の見通しといいまして景気も回復に向かつておりますし、設備投資も増加するであろうと思われますから、貸付額は伸びると予想されます。また、お願ひをしております事業団法の改正によりまして、新しいニーズに対応できるようになり度化事業の拡充が可能になろうかと存ずる次第で

ございます。

○梶原敬義君 中小企業の高度化資金、これは大変大きな金額が投入されておりますね、九千億を超しておりますが、これで高度化がうまくいくっている場合と、資金は投入されたが、それがもうむだになつてある場合、不成功に終わつた例、これはたくさんあると思いますが、私は一、二承知をしておりますが、その点について、通産省としては十分把握をされているのかどうなのか。

○政府委員(高島章君) 最初にちょっと数字を申し上げさせていただきますと、件数で六十二年末までに一万七千五百件、それから事業団負担の累計が貸付金額で一兆七千億円、それから事業団ベースの貸付残高は約九千四百億円に上っているわけでございます。

中小企業庁といたしまして高度化事業は、事業の共同化、それから工場、店舗等の集団化といった中小企業構造の高度化を促進することによりまして、我が国中 小企業の振興に大きく寄与してきたものだと確信をしておりますし、我々も各地へ参りましていろいろ地元の皆様方の御要望も聞き、いろいろな問題点の指摘も受けておりますけれども、やはり我が国これまでの中小企業の振興に力があつたと思うわけであります。ただ、先ほど来申しておりますように、新たなニーズも生じてきておりますので、そういう事業に適切に対応できるよう制度の拡充、さらには適正な運営に努力をしてまいりたいと思うわけでござります。

○梶原敬義君 いや、自信を持っておられるのはいいですが、うまくいっていない例も実際問題としてはあるでしょう。この点についてはどのように把握をされているかということです。

○政府委員(松尾邦彦君) 何分にも高度化融資の案件もたくさんありますから、御指摘がありましたが、第三セクター方式による事業方式といふのは、地方自治体にとりましてはなかなか問題があるんですね。県が出資し、地方自治体にもそれを応じて出資を要請する、こういうようなケースというのがもうこれからどんどん出てくると思うんです。自治省いたしましては、地方財政の健全性といった観點から、こういう今第三セクター方式というのかどんどん出てくる。これは資金が寝る。なかなかそれは償還できるようにはならぬでしょうね、配当もなかなか難しいでしょう、きっと。この点については、自治省としてはどうの

けれども、それと比較いたしてみると、比率においては、特に高度化融資の貸付額の中において他の金融機関に比して延滞あるいは貸し倒れ等が多いということではないわけでございます。

しかしながら、そのまま一般金融機関と比較することの意味の問題もまた一方にあると存じます。政策実施機関として中小企業の最も基本的な政策でございます高度化事業を推進する立場からいたしまして、私どもいたしましては、事業を開始する以前の段階から、それから事業の実施中の段階、それからそれをその後どのように運営していくかという各段階にわたりまして、よく自治体とも連携をしながら、事業が適正に行われるよう一つ一つきめ細かく改善のためのあるいは適正化のための努力をいたしてまいりてているところでございまして、今後もそのような意味で引き続き努力してまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 だから、それはうまくいってない例というのは言えないでしようけれども、例えば私の地元周りの印刷業界を全部集めて大きな印刷センターをつくった。しかし、みんな集まつてやつたものだから、みんな経営者はおるし、従業員もあえてもう一気に倒産状態になつて、またもとのばらばらになつた。それは一つの例ですが、その辺のことはやっぱり十分反省をしてもらわなければ、これから簡単にはいかないと思うんです。

○梶原敬義君 だから、みんな集まつてやつたものだから、みんな経営者はおるし、従業員もあえてもう一気に倒産状態になつて、またもとのばらばらになつた。それは一つの例ですが、その辺のことはやっぱり十分反省をしてもらわなければ、これから簡単にはいかないと思うんです。

○梶原敬義君 いや、自信を持っておられるのはいいですが、うまくいっていない例も実際問題としてはあるでしょう。この点についてはどのように把握をされているかと申します。

○説明員(二橋正弘君) お話をございましたように、最近、地方公共団体が出資をいたしまして、わゆる第三セクターは各分野でふえる傾向にあるわけでございます。この第三セクターは、官と民とのメリットがうまく組み合わされますと魅力のある方式になるわけでございますが、他方で、事業執行に伴いますリスクも当然予想されるわけでございますし、地方公共団体が安易に損失補償等をして財政運営に支障が生ずるというふうな事態も考えられるわけでございます。

そこで、私どもいたしましては、地方公共団体が第三セクターに出資とかあるいは融資を行い十分検討して、慎重に対応してほしいということをかねてから指導いたしておるところでございまます場合に、その第三セクターの行う事業の性格でありますとかあるいは採算の見通し等について十分検討して、慎重に対応してほしいうことをかねてから指導いたしておるところでございまます。今後とも状況の把握に努めながら、そういう指導方針のもとに対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○梶原敬義君 だから、地方自治体の財政が硬直化しておりますが、そういう状況の中で、資金を固定化させるようななそういう出資とかあるいは助成というものが地方自治体の財政に対して圧迫をしているのではないか、その点はいかがでしょうか。

○説明員(二橋正弘君) 確かに各地方公共団体の財政状況はいろいろ厳しいものがございまして、その中で第三セクターに参加をしていくと、このことになりますと、当然それぞれの財政事情を十分考慮してやっていく必要があるだろうと思います。お話をございましたように、第三セクターについて私どもが承認をしているところでは、単に出資をするということだけではなくて、貸し付けをいたしますとか、あるいは土地等の無償あるいは低額の貸し付けをするとかといったようなことで、さまざまな財政的なかわりを持っている例が多い

一般的な質問を通産大臣にお伺いしたいと思います。

日米経済関係といふものの見方は人によりさまざまだらうと思ひますけれども、少なくとも日本がマスコミを見る限りかなり厳しいものもございまして、一方アメリカのマスコミの方でも、例えはジム・ファーローズの日本封じ込め論などが出ておりまして、そういうものでアメリカの政治家たちは勢い込んで日本を攻撃してきている、そういう傾向が見られるよう気がいたします。アメリカは言い募り、そして日本は少しずつ少しずつ譲歩していく、そういうような現状もあるわけに対して、日本の国民の側からいたしますと、大変にフルストレーティングなことでございます。特に最近のアメリカの日本への問題点の指摘の中に、知的所有権とか日本の商習慣、なんかく流通機構だとか系列だとか談合体制とか、体質といふんでしょうか、そういうものに目が向けられていて、るわけでございますけれども、そういうことを含めまして、通産大臣、どういうふうな対応をこれからなさっていこうとしているのか。また、現状についても通産大臣としていろいろ幅広くアメリカの事情を御存じなわけでございますので、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) 確かにアメリカ側の、

不合理不盡という言葉がいかどうかは言葉を選ばな

きやならないのであります、このスーパー三〇

一条の認定というか、そういうものに見られるご

とき問題に対して、我々国民側も大変こういうも

のに対し危機感というか、あるいはアメリカの

不合理な言い分に対して憤りを持っている方が多

いわけであります。さは言つものの、私はいつも

大切なものは冷静に、経済問題でございますから、

日本にとってアメリカは大切な貿易相手国といふ

か、世界の経済を二分するそれぞれのパートナー

としての役割を果たしていかなければならぬわ

けでありますから、友好裏にそれぞれの問題が解

決されることが望ましいわけであります。

確かに对外不均衡、特に日本の五百億ドルを超

える対米インバランスはアメリカのいら立ちの一

番大きな原因ではないかといふ気がいたしま

す。

こういう世界経済に不安定をもたらすような要因

があるわけでありますから、これは是正をするこ

とは急務であります。

その際、各國の構造改革

が重要であるというトロント・サミットの経済宣

言にも盛り込まれている点でありますから、日米

間でも話し合いを進めていくことは、これはいき

たいなという考え方をいたしております。

ただ、今先生が御指摘になつたように、この構

造問題に関する社会的、歴史的な背景に根差した

ものが多いでござりますので、貿易問題とし

て議論をすることが妥当でないようなものもある

うかと思います。しかしながら、日本という国も

これだけ国際化をしたわけでござりますから、し

かも世界の中の経済に占めるウエートが大変大き

くなつたわけでありますから、全く日本の過去の

習慣、歴史、伝統だけでいいんだというわけにも

まいらないといふ気がいたしますので、具体的に

日米両国間での分野を取り上げるか、それは決

して日本だけではなく、アメリカの財政赤字の問

題もあれば、あるいは設備投資の問題もあります

し、あるいは過剰消費という問題もありましょう

し、そういうもろもろの問題とペアになつてお互

いに取り上げながら、両国間の良好な関係をつく

るためにいわばそういういい土壤になれば幸いだ

という気がいたします。ですから、バランスとの

認識をお互いにしていかなければなりません

。今後は、内需主導型の経済運営、適切な為替

レート調整及び経済構造調整等を引き続き推進す

ることにより、輸入拡大策についてもよりきめの

細かい対応をしてまいりたいと考えております。

具体的には、外企企業からのクレーム処理のた

めの対日輸出ホットラインの設置、我が国商社の

ノーハウを活用した輸出支援窓口の設置のほか

に、昨日も私自身が我が国の主要企業に対しまし

て輸入拡大の要請を行いましたし、本日も経団連

の幹部に特に私の主観も交えまして、日本の今日

の発展の基礎になったのは、やはり自由貿易体制

と平和という、その大きな一つの柱の上に我々は

その利益を受けて今日を得ておるわけでございま

すから、これを維持拡大するためのコストとして、

日本あるいは世界各国多国間の貿易の不均衡をな

らなければ正とする努力を払うことが私たちの国の利

益にもつながることだということを考えます

。だから、彼らを保護貿易主義的なあるいは管理貿易主

義的な方向に追いかけておるのも、懸命な努力

を払つていかなければならぬという気がいたし

ます。

なお、輸入の拡大には、輸出国側の輸出産品の

開発、売り込みの努力、さらにはマクロ経済政策

も必要不可欠でござりますので、この点について

も折に触れて主張をしてまいりたいと思います。

よろしく御判断のほどをお願いいたします。

○広中和歌子君 もうあと一点伺わせていただき

ます。

○広中和歌子君 もうあと一点伺わせていただきます。

○

六十年の物価レポートでは、大体アメリカと同じような水準というふうに出てるわけでございますが、昨年の場合には相当高かったと、こういう結果が出ているわけでございます。また、地価が高いとかいろいろあるわけでございますが、流通の方にもいろいろこれから考えなければいけないという問題もあるよう思つております。

ちょうど六月九日に「九〇年代流通ビジョン」というのを産業構造審議会、それから中小企業政策審議会のそれぞれの場で合同会議で御検討をいたきました結果を答申で出していただいたわけですが、その中でも、一つにはやはり競争環境を整備していくことございまして、情報化であるとか、あるいは各産業の業際化と申しますか、いろいろな産業が流通に入ってきたときに、いろいろな対策を講じつつ、流通の見直し、そういうふたものを作らんも進めて競争環境を整備していく。同時に、中小企業、これが日本の流通構造の特質でございますので、この中小企業につきまして、特に意欲ある中小企業を育てていくというような対策を講じつつ、流通の合理化、効率化に向けた総合的な対策を進めていく所存でございます。先ごろ出ました流通ビジョンに従いまして、当省としてもこれから銳意流通対策を進めていく、かように考えております。

○広中和歌子君 今ちょうど話題になりましたので中小企業問題に入りたいと思うんですけども、最近、日本の経済というのは非常に好況が続いているというふうにうかがっておりますけれども、中小企業の場合いろいろはづきがあるんですねはないか。特にこうやって経済のソフト化と言われる中で構造転換といふものが求められるわけですけれども、今どういう方向に中小企業の構造転換を図つていいこうとされているのか。何か流通機構の方にどんどん転換していく場合が多いようなそういう印象を持つわけですが、どういうような政策を持って構造転換を行政指導

していらっしゃるのか、お伺いいたします。

○政府委員(松尾邦彦君) 最初に景況のことでござりますけれども、御指摘のように、内需主導による景気の拡大局面にありますことからみれば、

総体的には中小企業の景況も堅調かと思ひます。それで、前回の景気回復局面ですと輸出主導型でございまして、なかなか中小企業は景気回復の波に乗れなかつたのと比べますと、今回は内需主導型ということをございますので、中小企業の事業分野も比較的堅調な伸びをしたということを反映いたしまして、大企業にさして遜色のないとうか、比肩しえべき景気の回復、上昇を遂げてきました。これは一般的には申せるわけでございまして、それが、さりながら、特に六十年秋以降の急激な円高の影響は中小企業分野において特に強く受けております。

それはつまり、輸出は中小企業がつくっている製品の輸出の落ち込みの方が大きゆうございましたし、逆に製品輸入の方は、中小企業がつくつております製品の輸入の伸びの方が大企業がつくつております。製品の輸入の伸びに比べても高いといふことで、受ける影響も大きかつたわけでございまます。

そのようなわけで、輸出型の産地ですか、いわゆる企業城下町の中小企業、あるいは輸入製品と競合する商品をつくつております中小企業、これららの地域あるいは業種では大変厳しい対応を迫られているのが現実でございます。

しかしながら、これらの中小企業も中小企業の持ち味を大変發揮いたしまして、技術開発なり商品開発なりファッショング開発なり、デザイン開発なり、いろいろな形で知恵を働かし、みずからのお路を切り開いてきているのが実情でございます。それぞれの業種業態によりまして力の発揮の仕方はさまざまですけれども、一言で申しますとすれば、技術とか情報とかができるだけ充実いたしまして、個性のある品物をつくり、需要の多様化、個性化に対応して中小企業らしい持ち味を生かして対応をしているというのが現実で

ございまして、おっしゃいましたように、経済全體がサービス経済化している中で、製造業分野から非製造業の分野に転換しているものも少なくございませんけれども、製造業の中で業種の区分で申せば同じ業種に属しております、つくつて

いるものはどんどん高付加価値な、ファッショングの高い、あるいは新しい技術開発要素を加えたものをつくるというようなことで、統計面にはあらわれないものも含めて考えますと、極めて機動的に中小企業の適応が着実に進んでおり、その方向は製造業の中においても、また業種をまたがつてもいろいろな動きがあるということで、私ども

はそのような中小企業の構造転換に向けての努力をされども、さりながら、特に六十年秋以降の急速な円高の影響は中小企業分野において特に強く受けております。

○広中和歌子君 ついでに中小企業投資育成株式会社法改正関連の質問をさせていただきますけれども、これまでの中小企業対策といいますと、むしろ構造転換を助けるとか、既存の中小企業に対する政策が中心であつたと思ひますけれども、なぜ投資育成会社法を改正して創業支援対策を実施しようとなさつているのか、その必要性についてお伺いいたします。

○政府委員(高島章君) 中小企業の新規事業分野への進出は、起業家さらには既存の企業が新しい会社を設立するという形で行われることが非常に多くございまして、そういった創業が我が国の中企業の活性化、さらには産業構造の高度化のために大変大きな役割を果たしているわけでござります。また、そういった創業が活性化いたしますと、企業家精神も非常に旺盛になりますして、そのこと自身が企業間の競争も促進いたしますし、経済の活性化に寄与するわけでございます。

ただ、もう既に御案内のとおり、創業段階の企業というのは担保力が著しく不足をしておりまして、資金を調達することがなかなか困難でござります。出资能力に限界がございますので、そついた資金調達の困難な問題を乗り越えるべく、今回この法律改正で創業支援という形で設立段階

の企業にも出資ができるようにしてほしいといふこと

でございます。

○広中和歌子君 時間の都合で、ソフトウエアの関連の法案について質問いたします。

西暦二〇〇〇年に向けて九十七万人のソフトウエア技術者が不足するであろう、なかなかシス

テムエンジニアの大幅不足ということで今度の法案をつくられたわけですけれども、具体的な内容として人材育成、情報大学校構想というものをつくられておりますね。それをもう少し具体的に御説明いただけませんでしょうか。これは文部省所管ではないわけですね。

○政府委員(棚橋祐治君) 二〇〇〇年を展望しての技術者の供給不足につきましては、大体九十七万人不足で、そのうちでシステムエンジニアが四十二万人、プログラマーが五十五万人不足するという想定が一応幾つかの前提を置いてなされております。

今先生お尋ねの専修学校でございますが、現時点百二十九校指定をいたしておりまして、これは地方にございます専修学校でプログラマーの養成についてインストラクターその他教材の整備、要するに教育陣が相当程度の水準にあるという専修学校を中央の私どもの人材育成センター、これは情報処理開発協会、JIPDECの一部門であります。また、そこと結びつけまして、そこから人材育成その他のさらにレベルアップしたいいろんなインストラクターの教育とか教材を支給するとか、そういうことを支援する目的で一定の資格のあるところを指定しております。現在百二十九校でござります。これによりまして、ここはプログラマーの育成を中心としたとしておりまして、初期の段階からかなり高度の段階までございますが、この専修学校においてプログラマー中心に人材育成が相当進捗しております。

○広中和歌子君 その次の段階なんでしょう、情報大学校構想というのは。

○政府委員(棚橋祐治君) その専修学校を私たち

学校の資格のある者が情報大学校と。これは情報大学法による大学じゃなくて、私どもが俗に情報大学校という認定をいたしましていろんな助成をしておる、こういうものでございます。

○広中和歌子君 地域への広がり、地域性というのはどういうふうになりますでしょうか。東京にお集めになるのか、それとも各地方にそういう学校をばらまくのでしょうか。

○政府委員(棚橋祐治君) この情報大学校は地方にかなり広範に分布しておりますでしょうか。東京に認定を、地方におけるそういうプログラマーの育成をやはり主眼にしておりますので、地方の専修学校ができるだけ育てていこうと、こういうふうに考えております。

○広中和歌子君 人材の需給見通しのことござりますけれども、コンピューターのソフトを含めまして技術の発達というものは予想できないほどさまざまな可能性というんでしょうか、そういうものを含んでいるんじやないかと思いますけれども、聞いた話ですが、ニューロコンピューターなどというものの開発も考えられていると、そういうふうにうががいます。そうすると、それ自身が何というんですか、自分自身でソフトをつくる能力があるようなコンピューターである。そんなような新しい機械などができると、その人材の必要性といふんでしようか、その需要の見込みも大分違つてくるんではないか、そういうような気もいたしますけれども、そういうところまで見込んでいらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(棚橋祐治君) 今先生がおっしゃった

ニューロコンピューター、これは私ども平成元年度から基礎調査に取りかかろうとしておるものでございます。その前に、今最新型のコンピューターといひたしましては第五世代のコンピューターというコンピューターの開発が今最終三ヵ年計画の初年度になつておりますので、もうプロトタイプの試作品ができ上がりおりましてデモンストレーション等行つておりますが、三年後にこれができれば、千台の大型コンピューターを並列して相当高度の推理等を行う画期的なコンピューターになるものと思います。私ども今その第五世代コンピューターの最終段階と並行してこれからニューロコンピューターを開発しようと思つておりますが、このニューロコンピューターというのは神経細胞というようなことの意味でございますが、いわゆるあいまいさを備えたコンピューターということで、従来のコンピューターはどちらかというと、インプットされたものについていかに早くたくさんものものを計算するかというものの上に成り立ったコンピューターであります。このコンピューターは自分で思索し、考へ、ある意味では立ちどまついろいろやると、こういうような画期的なコンピューター、人間の脳は神祕なのですから、もちろん遠く及ばないものではあります。域としてはそういう域に入ることを期待されておるコンピューターでございます。ただこのニューロコンピューター、人間の脳は神祕なのですから、もちろん遠く及ばないものではあります。域としてはそこまでございますけれども、全体で十万一千五百台くらいがこれらの学校に入つております。学校段階によって差がござりますけれども、小学校の場合でございますけれども、全体で十萬五千台近くでございますけれども、それから中学校が三万三百校ほどございますが、六十三年三月末現在は第五世代が一九九〇年代活躍をし、うまくいけば一九九〇年代の終わりごろからニューロコンピューターが市場に出てくるのではないかと、こう考へております。

なるほど、おっしゃるように、ニューロコンピューターが、その意味ではもうコンピューターそのものがソフトを自動的に開発するような、あるいはソフトに代替するような能力を持つておるというようなことも言われておりますが、まだその辺は未知数でございまして、私も技術革新が信じられないくらいのテンポで進むわけでございまますから、あるいはそういう時代も来るかもしれませんけれども、現時点では、先ほど申し上げておりますように、プログラマー、S/Eを含めてやります。それでも技術革新がござりますから、あるいはそういう時代も来るかもしれませんけれども、現時点では、先ほど申し上げておりますように、プログラマー、S/Eを含めてやります。それでも技術革新がござりますが、私は九十数万人、百万人近い技術者の不足が危惧されておる、そういうふうに考へておるわけでござります。

○広中和歌子君 この人材育成構想でも大変結構なことだと思いますけれども、同時に、こういうことは特殊教育諸学校合わせまして公立の学校が四万三百校ほどございますが、六十三年三月末現在は第五世代が一九九〇年代活躍をし、うまくいけば一九九〇年代の終わりごろからニューロコンピューターが市場に出てくるのではないかと、こう考へております。

○広中和歌子君 この参考資料よりもさらに、六十三年三月ですから、進んだ数字をいただいて大変ありがとうございます。小学校が一三・五%です。第五世代が一九九〇年代活躍をし、うまくいけば一九九〇年代の終わりごろからニューロコンピューターが市場に出てくるのではないかと、こう考へております。

それから、四万校あるうち十万台とおっしゃいましたから、一校につき一・五台ですか。

○説明員(辻村哲夫君) 平均しますと、そうございます。

○広中和歌子君 そういふことを含めまして、つまり數と普及率でですね、普及率というのは一台でも入っているのを含むわけですね。

○説明員(辻村哲夫君) はい、そうです。

○広中和歌子君 今後の予想をお伺いいたします。

○説明員(辻村哲夫君) 現在の初等中等教育段階のコンピューター教育の現状でござりますけれども、高等学校も職業高校——商業高校とか工業高校とかいうところにおきましては、昭和四十年代のころからコンピューター教育というのは内容と

人材育成というのは小さいときから同時進行でなされいていいんじゃないかと思いますので、文部省の方においてお伺いいたします。お伺いさせていただきます。

○説明員(辻村哲夫君) 全国で小中高等学校あるいは特殊教育諸学校合わせまして公立の学校が四万三百校ほどございますが、六十三年三月末現在でございますけれども、全体で十萬五千台近くでございますけれども、それから中学校が三

五・五%、高等学校が九三・七%、それから特殊教育諸学校が四九・九%、こういう数字になつております。

○政府委員(棚橋祐治君) 今文部省からお答えになられたようなことでござりますけれども、私どもいたしましては、今先生御指摘のように、あるいは文部省からお答えがあつたように、十万台強でございますが、四万校を超える小中学校ですから二、三台しかないというふうなことでございますが、通産省いたしましては、やはり情報リテラシーを急速に進めていくことで文部省に強くお願いをしておりまして、予算の制約がござりますけれども、できれば、かつて我々が物理教室とかあるいは化学教室のようなどころで、

四十人学級ぐらいのところで一人一台、特別な教室で、文字どおり、デモンストレーションじやなくて自分でコンピューターを動かして習得できるというような教育の方法で、なるべく急速に、欧米まで一挙にはいきませんけれども、余りにも格差が大きいので、ぜひそれを進めていただきたいということで文部省にもお願ひをいたしております。

なお、教育用のコンピューターにつきましては、現場でいろんな要請がハード、ソフトともございまして、現在、文部省と緊密な連携をとりまして、教官のコンピューター教育開発センターという財団をつくりまして、そこで教育用のコンピューターとしてどういうコンピューターが一番いいのか、いろんな形での技術開発等今進めているところでございます。

○広中和歌子君 私、実を言うと、自分自身がコンピューターとかパソコンをいじれない人間で、口幅つたい言い方で大変恐縮なんすけれども、先ほど小学校、中学校への導入の中で、いわゆる指導するというようなお言葉をお使いになつたんですが、何か子供の世界を見ておりますと、むしろ自分でいじりながら、先ほど通産省の局長さんのお言葉にもございましたが、自分でいじりながら自分でソフトをつくっていくといつたような種類の教育がこれから望まれるんじやないか。つまり、先ほど人材の中でシステムエンジニアというのはむしろそういう面のかなり創造性の部分なので、そういうところの教育を文部省の今までの教育の中へどういうふうに入れていくか、むしろ落ちこぼれを生かすような教育がコンピューターの導入で可能なんじやないかなというふうに思つてございます。

それで、大体アメリカなんかのコンピューター・ソフト会社なんというのは、ガレージサイエンティストなんと申しまして、学校をドロップアップしたような人が自分で考えて何かソフトをつ

くって、それで会社を起つすなんというような、そういう例もございますので、これから教育と、もしくは、もし産業をらみながら教育ということがある程度考えるのであれば、やはりそういう意味の対応が非常に望まれるんじやないかと思うんでございますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(辻村哲夫君) ちょっと説明が十分でなかつたかもわかりませんが、私が指導と申しますのは、つまり授業の中に教科として取り入れて、そして子供たちに一齊に教えていくという形でも取り組むということをこれからいたしますという意味でございます。

それで、指導方法と申しましたのは、むしろ子供たちの側から言えば、学習を興味を持ってやる、そういう形にコンピューターを使つている。それはこれまでやられてきたことでございますし、それはカリキュラムの問題ではございませんので、これからももっと普及をしていくべきなところ幅つたい言い方で大変恐縮なんすけれども、先ほど小学校、中学校への導入の中で、いわゆる指導するというようなお言葉をお使いになつたんですが、何か子供の世界を見ておりますと、むしろ自分でいじりながら、先ほど通産省の局長さんのお言葉にもございましたが、自分でいじりながら自分でソフトをつくっていくといつたような種類の教育がこれから望まれるんじやないか。つまり、先ほど人材の中でシステムエンジニアというのはむしろそういう面のかなり創造性の部分なので、そういうところの教育を文部省の今までの教育の中へどういうふうに入れていくか、むしろ落ちこぼれを生かすような教育がコンピューターの導入で可能なんじやないかなというふうに思つてございます。

それで、大体アメリカなんかのコンピューター・ソフト会社なんというのは、ガレージサイエンティストなんと申しまして、学校をドロップアップしたような人が自分で考えて何かソフトをつ

いただけないかというふうに思うんでござりますけれども、いかがでございましょうか。

○説明員(辻村哲夫君) 学校の施設、設備をいわば目的外と申しましようか、学校の教育以外に使われることでございます。それはもちろん、ますその施設、設備は学校教育のために購入されたものでございますから、そこに支障があるということでは困るわけでございますけれども、それがない限りにおいて、それが各地域で有効に活用されるということでございます。それがもちろん、それが各地域の置かれた学校の実情等がございますから、そういう実情等を踏まえながら各学校において対応していく課題であろうというふうに考えております。

○広中和歌子君 特に夜間の利用など地域の人間に開いていただきたいなと思うんでございます。それから高等教育についてでございますが、理系と文科系の割合でございますね、それが現状のままいいと思いつになつてゐるかどうか。もつとこれから理科系をふやしていく必要があると思っていらっしゃるかどうか、お伺いいたします。

○説明員(草原克義君) 大学における情報処理教育についてのお尋ねでありますけれども、大学においては、文部省としては、情報関連の高度な技術者や研究者を養成する、そのことを目的とした関係の学部、学科の拡充に努める一方、情報関係以外の学部、学科の学生に対しても、それぞれの専攻分野の必要に応じて情報処理教育を実施であります。ところどころは理工系が多うございますが、かかるようなところは理工系が多うございます。したがつて、情報関係学科といましても、特にソフトあるいはハードにかかるところは、やはりこいつはお金のかかるところでございます。したがつて、情報関係学科といましても、特にソフトあるいはハードにかかるところは、やはりこいつはお金のかかるところでございます。

○広中和歌子君 そういう意味で、小学校、中学校のレベルで何となく機械になれ親しむといったこと、そしてその方が将来文科系に進むにしても、そうした文科系の分野で、または経済、政治、さまざま分野で今度システムエンジニアとしてソフトを開発していく上にも、やはり基礎教育として機械に対する、何というのでしょうか。恐怖心がないことは非常にこれから教育ですばらしいことだと私のような古い世代の人間は思うわけでございます。そういう意味で、時代をらみつつ初等中等教育、そして高等学校教育を含めましてぜひ対応していただきたいと思うわけでございます。

それから、一方、専修学校についても大いに期待しているわけでございますが、国際化の中で頭脳流入といったようなことを積極的にこれからお考えになるおつもりはございますでしょうか。

○政府委員(棚橋祐治君) このソフトウエアの分野は、私ども人材の不足についてはこのように懸念がござりますけれども、恐らく一九九〇年代の半ばあるいは二〇〇〇年までを展望しますと、なおやはりソフトウエアの開発について時間的、コスト的にかなり海外に依存するという可能性な対策を講じますけれども、恐らく一九九〇年代の半ばあるいは二〇〇〇年までを展望しますと、おなごはりソフトウエアの開発について時間的、コスト的にかなり海外に依存するという可能性が相当あるのではないか。その意味では、大臣も申し上げました輸入拡大といいますか、輸入超過型産業という意味でも、将来国際協調の面で期待ができる分野であろうかと思います。

先ほど、中国とか韓国とか、そういう国の方々が大変な適性を持つておられるのではないかといふような御指摘がございましたが、両国に限らず、東南アジアの方々も含めまして、専門家に言わせますと、確かにこのプログラムの開発、ソフトウエアの開発について非常にすぐれた能力のある方々が中国、韓国、東南アジア等には相当潜在的にいらっしゃるのではないかということがござります。我々としては、従来から、ASEAN諸国も含めて、技術者の研修等いろいろのことをやつておりますが、今後、特にそういうASEAN、NIESの各国の優秀な能力のある方々に技術を伝播し、またソフトウエアの開発等についていろいろ協力をしていただき、そういう意味での頭脳による国際協力ということは大いに、先生御

—
—
—
—
—

アーリカの大学院の理科系の卒業生には、専門性が求められるより柔軟な思考力が求められることがあります。

業者の五〇%がアジア系であるというふうにうかがっておりますが、大変に興味深く思つたわけでございますが、国際化の世の中で日本もさまざま分野で国際化していくと思いますけれども、特にこういうソフトの分野などでもそういう方向にぜひ進れますことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○市川正一君 今国会もいよいよ本日が最終日に相なりました。通産大臣、体調がおすぐれでないとのことでありますけれども、最後の機会でもありますので、大臣にお尋ねいたいと思います。

まず、中国問題なんですが、中国では民主化を求める学生や市民を戦車と銃弾で弾圧し、最近では民主化運動の指導者や活動家が逮捕され、処刑

が強行されております。これに対して各國とも厳しい批判を表明しておるんですが、宇野内閣はまことに及び腰と言わざるを得ません。そういう政府の姿勢のもとで、中国に進出している企業のビ

ジネスマンが、天安門での中国当局による弾圧が終わるや、すぐに統々中国に戻って仕事をしておるために、火事場泥棒的ビジネスということと各

国から批判の声が上がっております。またこうした日系企業の行動が、中国当局に国内が平穏であるとの証拠として利用もされております。産大臣は、こうした我が國の大企業や大商社、あ

るいは進出企業の行動を肯定的に見ていらっしゃるのか、それとも望ましくないということで自肅指導をなされるのか、まずお伺いしたいと思いま

○國務大臣(梶山靜六君)　冒頭の労働者が処刑された問題でござりますが、公的に申し上げれば、基本的には中国の司法の枠組みの中で行われたもの

のでありますので、この個々の問題に対してもコメントをすることはこの場では差し控えたいと考えておりますが、取り締まりの強化、あるいは過般來中国政府の一連の措置により、國際社会の中に

おける中国のイメージが大きく傷つけられたことは否定できない事実でもあるわけであります。我が国といたしましても、まことに殘念のきわみと言ふほかないません。ですから、六月四日以後の事態について、我が國もひつくるめまして世界各國がそれぞれの立場からあるいは憂慮をし、あるいは心配をしているところでござります。中国

がこのような国際的な声に耳を傾けることを大きく期待するわけでございます。

葉汚くといふより、私も先ほど申し上げたんで
が、火事場泥棒的といふ表現がございましたけれ
ども、私も役所を通じましていろいろ調べた結果、
いやしくも火事場辱死罪的な、この機会をかりて商

売の拡大を図ろうなどということは毛頭考えにないという今の商社や進出企業の意向でありますので、この機会をかりまして御認識をいただきたい

ただ、最小限度企業活動に必要なというか、維持するに必要な人員が多少帰つてゐるという現実もございます。日本政府としては既に一回退避を

する指令を出して勧告をしているわけで、その後その撤回をまだいたしてない段階でもございます。しかし、大きな意味で長く考えますと、結局日

本と中国の間の産業貿易上の障害というもののかやがて中国の民衆の上に大きな障害とならないような配慮も、これから先はしていかなければならぬという気持ちも持っております。

○市川正一君　中国のあの事態についての評価そのものをいこで議論するつもりはありません。通行女など、つづつこの問題に及んで、ちつとも

薦行政とかかれての問題に限定していわなければ、しかし、おっしゃったので私一言だけ申したいのは、あの中国の問題というのには、単に内政問題ということじやなしに、人権問題としてやつ

ぱり国際問題でもあるということを私は指摘いたしておきたいと思うんです。

なつてきてる。昨日、外務省の首脳は、経済優先の姿勢は国際世論の批判を浴びる、こういう厳しい見解を表明しているわけです。ところが、今、通産大臣の御答弁は経済行動としていわば当然のことをやつてあると言わんばかりのお話なんですが、通産省と外務省の見解は食い違つてあると言わざるを得ぬのですが、私はその点を明確にいたします。

○國務大臣(梶山静六君) 冒頭申し上げましたとおり、私ども人道人権上の問題は看過し得ない問題だという理解はいたしております。それから、どこでどういう誤解をされているのか、あるいは針小棒大なのか知りませんけれども、経済優先といふそういう姿勢がとられているということは、私は残念ながら聞いておりません。少なくとも事務所の保持や必要最小限度の人間の復任にとどまっているということをございまして、経済活動を活発に展開をしているということとは全く異なるわけでございます。そういうことでござりますから、新聞やその他のことに余り事実をお調べにもならないで断定的に批判をされることは、むしろ日本の立場を誤解をさせるものにもなるかと思ういます。外務省が外務省的な立場においてそういう見解を出されることは当然なことでございますし、我々はむしろ商社や産業界の方たちにまず人命に危険がないように、そういう経済的な権益は守つてあげるように、そういう立場でこれからも臨んでまいらなければならないと思いますので、経済優先であるとか火事場泥棒的な商元の展開をいたしているということは全く調査の結果もありませんので、御理解を願いたいと思います。

○市川正一君 私が言つてゐるんじゃないんですよ。宇野内閣の外務省が言つてゐるんですよ。いいですか。こう言つてますよ。経済活動云々というそれが以前の問題である。外務省首脳は、二十一日、各國に先駆けて日本企業の北京駐在員が相次いで帰任している問題で、企業の代表取締役の判断はおかしい。経済優先の姿勢は国際世論の非難を浴びることになると不快感を表明したこと。私は、こ

なつてきている。昨日、外務省の首脳は、経済優先の姿勢は国際世論の批判を浴びる、こういう厳しい見解を表明しているわけです。ところが、今、通産大臣の御答弁は経済行動としていわば当然のこととをやつっていると言わんばかりのお話なんですが、通産省と外務省の見解は食い違っていると言わざるを得ぬのですが、私はその点を明確にしていただきたいと思います。

私は残念ながら聞いておりません。少なくとも事務所の保持や必要最小限度の人間の復任にとどまっているということでございまして、経済活動

を活発に展開をしているということとは全く異なるわけでございます。そういうことでございますから、新聞やその他のことに余り事実をお調べにならないで断定的に批判をされることは、むし

る日本の立場を誤解をさせるものにもなろうかと思ひます。外務省が外務省的な立場においてそういう見解を出されることは当然なことでございま
す。

すし 我々はもじろ、商社や産業界の方たちにます
人命に危険がないように、そういう経済的な権益
は守つてあげるよう、そういう立場でこれから
も臨んでまいらなければならぬと思いますの

で、経済優先であるとか火事場泥棒的な商売の展開をいたしているということは全く調査の結果にもありませんので、御理解を願いたいと思います。

○市川正一君 和ち語つておんし、わざんでよ。
宇野内閣の外務省が言うてるんですよ。いいですか。こう言うてますよ。経済活動云々というそれが以前の問題である。外務省首脳は、二十一日、各國

に先駆けて日本企業の北京駐在員が相次いで帰任している問題で、企業の代表取締役の判断はおかしい。経済利益優先の姿勢は国際世論の非難を浴びることになると不快感を表明したと。私は、二

れはいわば当然の良識だと思います。通産大臣の方がむしろ非常識と言わざるを得ぬであります。が、これは閣内不統一というほど大げさに言うつもりはないのですけれども、これはやっぱりきっと問題はひとつ監督官庁として、担当大臣としてはつきりしていただきたい。

大臣とはしばらくごぶさたすることになりますので、このついでにスーパー三〇一条問題で、今同僚委員もお触れになつたんですが、私も違々視点を明確にした上でお伺いしたいんです。

アメリカのブッシュ政権が我が国をスーパー三〇一条の発動対象とする決定を行つたというのは、これはアメリカの国内法である包括通商法に基づいて、本来その効力が及ばない外国である日本に適用するということによつて、これは明らかに経済政策に干渉するものである、主権侵害とも言ふべきものであると考えるのであります。通産大臣もそのようにお考えだと思いますが、基本的認識をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣（梶山静六君） まず冒頭中国問題でございますが、日本の企業も、先ほど言ったように、經濟優先、採算優先ということではなくて、國際性・企業倫理を十分にわきまえた方々だというふうに理解をいたしておりますし、北京に最小限度許され範囲だといふことを理解をいたしておられます。それで、そういう問題について外務省が関係方面に通知を行つたことは当然なことであり、我々もそれを否定しているわけではございません。そういうふうに御理解を願いたいと思います。

それからスーパー三〇一条については、たびたび私から申し上げておりますとおり、こういう対日適用が行われたことは極めて遺憾千万だと、その点に尽きます。制裁措置を背景にして交渉を行うというスーパー三〇一条の枠組みは、カットの精神にも反し、ウルグアイ・ラウンドの点に尽きます。制裁措置を背景にして交渉を行うというスーパー三〇一条の枠組みは、カットの精神にも反し、ウルグアイ・ラウンドの

における各国の努力にも悪影響を及ぼすものといた
う考え方をとつておりますて、この枠組みのもと
では交渉に応じられず、カット等の場で討論をする
べき問題だというふうに考えておりまして、過般
のODAの閣僚会議や四極貿易大臣会議において
もその主張をし、諸外国の共感も得ているところ
でございます。しかしながら、我が国としては経
済大国としての認識のもとに、今後とも輸入拡大
のために全力を挙げ、いやしくも日米間が感情的
に対立するようなことは避けていくべきだという
ことは、広中委員の質問にお答えをしたおり
でございまして、それが日本の利益を守るゆえん
につながる、かように考へておられる次第であります。
○市川正一君 それでは主権侵害という性格の問
題と認識されますか。

○国務大臣(梶山静六君) アメリカ自身が行つた
わけでございまして、私どもがこれに応ずる用意
がないということになれば平行線でもございます
ので、この問題に対してアメリカはそれ以上コ
ミットをしておりません。実は下田の次官会議で
も具体的な問題には触れていないという現実を考え
えてみましても、これから交渉がこの枠組みの
中で行われるかどうかということは全く考える必
要がないのではないかという感じがいたすわけで
あります。

○市川正一君 これは感情論ではないに、やはり
国と国との関係においてどういう性質の問題なの
かということをやっぱりきつちり押さえる必要があ
るというふうに思います。

そこで進ますが、今回のこの主要なねらいの
一つは、人工衛星、それからスペースコンピュー
ター、こういうアメリカが優位に立っているハイ
テク分野で日本を押さえ込んで、今後もその立場
を維持しようとするものであり、知的所有権制度
に対する攻撃もそうした意図から出たものである
ことは明白であります。

そこで伺いたいんですが、スペコンの例をとり
ますと、前の通産審議官でありました黒田真氏、
私もよくここで承知しております、あの黒田氏が

このアメリカの態度について、同盟国に対する接し方を知らないものというふうに断定され、そして、米国の公共機関は日本製のスーパーコンピューターを一台も買っていないというふうに指摘しておりますが、この黒田氏の指摘は間違いございませんか。

○政府委員(棚橋祐治君) 今、アメリカに日本製のスーパーコンピューターは我々の見るところで四台入っておりまして、アメリカ全体でスーパーコンピューターのマーケットが約三百九万台、四百台近くあるものと推定いたしておりますが、その一%ぐらいしか入っておりません。

○市川正一君 私がお伺いしたのは、その四台といふことをお聞きしたんじやなしに、公共機関に入っているかというんです。今の四台は、民間が三台なんですよ、それで第三セクターみたいなところに一台。政府機関、公共機関にはゼロなんですよ。それを黒田さんが言っているのは間違いないか、あんたらの先輩やないか、それを見聞いているんです。それで、そのとおりだというお答えがそうです。

また、不公正な商慣行としてアカデミックディスクワント、大学や研究機関には大幅値引きをするというんですか、それをアメリカ側は問題にしております。しかし、もともとこのアカデミックディスクワントは、日本市場に持ち込んできたのはほかならぬ外資系のメーカーであるということは、これは日本のエレクトロニクスの業界がちゃんと指摘しております。ここに私、山本電子工業振興協会会長を初めとする一連の証言を持っております。一方アメリカは、NECのスペコンを導入しようとしたMITやあるいは日本製導入を検討していたユタ州のブリガムヤング大学、こういふところがアメリカの商務省の警告で断念せざるを得なくなりました。アメリカの方がよほど不公正です。さっき大臣は冷静に議論をするとおっしゃいましたけれども、もう向こうの方がこういうふうに感情むき出します。

これらをもって今回のアメリカのねらいがハイ

るであります。私は、こういう事態の背景にあるものの、それはあの日米安保条約の第二条の後段の規定、これによる拘束がやはりそこにある。したがつて、今こそこの面からも日米安保条約を廃棄すべきであることを私は重ねて主張申し上げ、そして法案の質問に入らせていただきます。

まず、地域ソフトウエア供給力開発事業推進臨時措置法案でありますが、この法案で定める事業がどこの地域でどのようなソフトウエア技術者を養成するのかというのが問題だと思うんです。現在、ソフトウエア技術者の大多数は、これは大企業に雇用されており、そして專業情報サービス業もメーカーやユーザーの支配下、系列下に置かれているのが実態であります。また、ユーザー企業も金融、証券、鉄鋼、電力会社等々大企業が中心であります。とすれば、今回の法律で養成される高度なソフトウエア技術者、SEを大量に必要としているのはこういう大企業であり、そういう大企業が本来企業自身の責任で実施すべきものではないんでしょうか。いかがでしようか。

○政府委員(櫛祐治君) 確かに情報化の進展は大企業を中心で進んでおることは事実でございます。しかしながら、中堅企業、中小企業の分野においても、昨今は我が国独特の技術の基盤を支える中小企業がたくさんございまして、そういう分野においていろいろのソフトウエアの開発に大変熱心であることも事実でございます。それは主としてユーチャーの面からの問題であります。

それから、全国に今非常に零細な企業まで含めますと約五千と推定されますが、いわゆるソフトハウス、ソフトウエアをつくる本当に零細な企業、数人程度の規模の企業も多いわけです。その中で我々がいわゆる企業としてとらえていろいろ指導しておりますのが千五百から二千くらいでござります。そういう点で、こういういわゆるソフトウエア供給の中には極めて零細な企業がたくさんある。供給面でもそういう人たちに対する対策が重要であるということは当然言えると思います。

○市川正一君 違うと思ふんですね。

労働省がお見えになつておると思うんでお伺いしますが、今回、地域センターで実施される研修は三ヵ月間、そして費用についても、労働省の人材育成事業費助成が費用の三分の一ですね。そして十五万円の助成と奨励金が出ることになつています。こういうふうに、元来企業で実施すべきことまでも肩がわりしよとするのはどうしてなんですか。

○政府委員(甘粕啓介君) 私ども労働省といましては、産業構造あるいは職業構造の変化、こういうものに対応いたしまして、労働者が適切な能力を身につけ職業の地位の向上を図るということは非常に重要なことだというふうに思つてゐるところでございます。

今回のこの法案につきましては、特に今後職種的に非常に不足が予想される、そういう意味では需給の不均衡が非常に拡大するというSEクラスということが一つでございますが、それ同時に、これを通じまして地域の振興に非常に大きな効果がある、そういう意味では、また地域的な雇用の需給の不均衡、そういう面でも非常に効果があるということを考えましてこういうふうな助成措置を講じようということで考えてゐるところでございます。

○市川正一君 今、地域にこれが利益をもたらすと、こうおっしゃつたんですねが、また法案も、地域におけるソフトウエア産業の振興、地域の活性化を挙げているんです。しかし、果たしてどうなのかという問題が残るんです。実際にソフトウエア産業の農村地域の展開可能性について、去年の二月ですが、産業立地の調査をいたしました。そして、地方に所在するソフトウエア産業の事業所新設先としてどこが適切か。そうしますと、東京、大阪等の大都市とするといふのが六〇%を占めている。また、東京インフォマート24推進会議、その構想によりますと、全国に散在するところの二百前後の情報サービス企業が東京を拠点として入居できるインテリジェントビルをつくることになつてゐるんです。これが実際の状況です。

こうして見ると、地方あるいは地域というよりも、大都市へ集中することが実際には不可避になつてきていると思うんですが、どう見ていらっしゃいますか。これは通産省で結構です。

○政府委員(棚橋祐治君) 私どもは、全体的に九十七万人と言われるソフトウエア人材を地域において育成し、ソフトウエアクライシスを解消したいというのが本法律の最大の目的であります。本事業の効果は、先ほど申し上げましたように、地域のソフトウエア産業において大きな比率を占めの中小企業にも幅広く及ぶ、かつ地域の活性化につながると、こういうのが我々の法律の目的でございます。

○市川正一君 もう一問お聞きしておきますが、地域センターの設置は、プログラム業務従業員が多數おり、SEになりたいという要求があること、これが前提になると思うんですね。しかも、システムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

テムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

テムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

テムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

テムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

テムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

テムエンジニアを養成、研修できるだけの能力が要求されてまいります。となりますが、中心にならぬ企業、これはシグマシステム開発本部構成員一三十三社、シグマシステム開発に参加している百九十三社に限定されざるを得ない。その結果、メーカー系列のシステムが中心になるおそらくこれが前提になると思ふんですね。しかも、シス

があり、自助努力にも制約がございます。一人一人で難しいところを産地ぐるみ、企業城下町ぐるみあるいは商店街ぐるみで地域ぐるみの産業活性化を図ろうというのがこの法案を御提案申し上げている趣旨でございますし、投資育成株式会社につきましても、これまでに投資をしてまいつた企業は必ずしも多くないかも知れませんけれども、資本金三千万円未満の企業に対しましても、全体の投資の三割を投入いたしておるわけでございます。今般の法改正によりまして一段とその支援の幅を広げることができることになると存じておりますし、小規模企業共済法につきましても、中小企業の大宗を占めます小規模企業の経営上の不安を解消し、厳しい環境変化への適応力をできるだけ整備してまいりたいという趣旨に出でているものでございまして、いささかも中小企業の切り捨てとかといふようなことは考へておるわけではございませんで、むしろ中小企業の環境変化への積極的な取り組みに対しうける限り政策的な支援を拡充してまいりたいという趣旨に出たものでござります。

○市川正一君 中小企業切り捨て政策をやつてい

るというようなことをよもやお答えにはそれはな

りまへんやろ。ただ、私が指摘しているのは、客観

的数字や事実や、そしてまた動きがそういうこ

とに相なつておるということを申し上げて、それ

とおつしやつておるこれが食い違つておるのやお

まへんかと、こう言つておるわけです。

さらにもうちょっと時間が迫つてしまひまし

た。あと二問だけお聞きしたいんですが、中小企

業事業団法の改正の問題なんです。

今回の改正で地域産業創造基盤整備、地域中小

企業情報化推進事業、地域中小売商業振興事業、

これを事業団からの出資、高度化融資を投入して

第三セクター方式で実施するということになつて

いるわけですね。ところが、これは本来国がやるべきものじやないのかといふふうに私は思いました。事業団の高度化融資希望枠は二千百九十四億円、去年と一緒ですね。ふえてないんです。ところ

が、そこに新規事業が追加されることによつて、既存の融資が圧迫されることにはならないのか、あるいは商店街ぐるみで地域ぐるみの産業活性化を図るうがこの法案を御提案申し上げている趣旨でございますし、投資育成株式会社につきましても、これまでに投資をしてまいつた企業は必ずしも多くないかも知れませんけれども、資本金三千万円未満の企業に対しましても、全体の投資の三割を投入いたしておるわけでございます。今般の法改正によりまして一段とその支援の幅を広げることができることになると存じておりますし、小規模企業共済法につきましても、中小企業の大宗を占めます小規模企業の経営上の不安を解消し、厳しい環境変化への適応力をできるだけ整備してまいりたいという趣旨に出でているものでございまして、いささかも中小企業の切り捨てとかといふようなことは考へておるわけではございませんで、むしろ中小企業の環境変化への積極的な取り組みに対しうける限り政策的な支援を拡充してまいりたいという趣旨に出たものでござります。

○政府委員(高島章君) 第一点でござります。

今各地域で、先生も御高參のように、いろいろな新しい動きが出てまいりまして、地域ぐるみで地元の自治体とか、さらに産業界がいろいろな垣根を越えまして一緒にになって中小企業の新しい発展のために支援をしようという動きが出ておるわ

けでござります。今回の法律改正の中心でござい

ます中小企業構造の高度化を支援する事業という

のはまさにそれでございまして、こういう人たちが、こういう動きに対して國が、中小企業事業団

が積極的に手伝いをしていくという趣旨のものでござります。ただ、地元におきましていろいろな動きがございまして、必ずしも日本国じゅう一

つではございません。地域の実情に応じまして非常に柔軟な態度で行っていくことが必要であろう

かと思ひます。

それから第二の点でございますが、体制でござ

います。

現在も中小企業事業団はそもそもその計画の構想段階からいろいろな指導相談を行つておりますし、

さらには運営の段階でも非常にきめ細かな診断、

指導等を行つておるわけでございまして、実施体制につきまして、その事業目的が円滑に適正に行

われるよう十二分に体制をつくり上げておるわけ

でござりますが、今回のこの出資対象事業につきましても、目的が十分達成されますように万全の実施体制をとつてまいり所存でござります。

特に新規業務でございます関係上新たに課を設けまして、地域産業支援課と現在称しております

が、この新しい課をつくりまして課長以下非常に詳しい専門のスタッフを導入いたしまして、新しい仕事が円滑に行われるようやつてまいり所存でござります。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後に大臣に決意をお伺いいたしたいのですが、そ

れは休業補償制度の創設の問題でござります。

これは小規模企業共済法の改正においてこれが

念を持つんであります。この一点についてどうお考えでしようか。

○政府委員(高島章君) 第二点でござります。

既存の融資が圧迫されることにはならないのか、

そしてまた新たな出資などの業務の追加による事

業団の体制が確立されているのかどうかという懸

念を持つんであります。この一点についてどうお考えでしようか。

○市川正一君 時間が参りましたので、最後に大臣に決意をお伺いいたしたいのですが、そ

れは休業補償制度の創設の問題でござります。

これは休業補償制度の創設の問題でござります。

望いたしまして、先ほど来百四十五兆円という膨大な情報産業になると申し上げました。G.N.P.でいきますと二〇%を超える、つまり全体のG.N.P.の五分の一を情報産業が占める時代になるものと思つております。

これを支える半導体の分野は今一メガが最盛期でございますが、もう今年から数年間は四メガの時代になり、それがさらに十六メガ、六十四メガというような予想を超える進展になつていくでありますし、そつしますと、今のシリコンベーチの半導体でいいのかどうか、その辺の半導体の分野でも大変に革新的なものが出てくるのではないかと考えております。産業面におきましては、こうしたコンピュータリゼーションの進行は、先ほど御質問のあつたニューロコンピューターの出現が恐らく二十一世紀には現実のものとなりましようから、そういうものが出現しますと、今の生産工程等もさらにコンピューターと機械との結合が我々が考える以上に大きなものになつて、例えばオフィスオートメーションあるいは無人工場というような、そういうような方向に今進みつつありますけれども、生産工程その他の全く変わつたものになつてくるのではないかと考えております。また民生面では、今非常に話題になつておりますHDTV、これなども一九九〇年代の後半から衛星の打ち上げによる本格的な放送が行われることになりましようし、そつしますと、民生用としても画期的な画面で放送が楽しめることがなりましようし、単にこれはそういう民生面の消費財だけではなくて、例えば医療面においても、大変難しい技術にモニターとしてHDTVを使つた医療システムが大変発達するであろうと見られておりまますし、あるいはまた文化・福祉面では、美術館における静止画等に原画あるいは原画以上に鮮明な画像を供給するというようなことも、一つの例としてHDTVを取り上げれば、そういう時代になつてくるのではないかと思います。ただ、常々うちの大蔵もおつしやつていますけれども、物質文明の極致が我々の人間性にどうは

ね返つていくか。その機械文明の冷漠的な味気な意味では期待しながら、かつこれが本当に産業面でも国民生活面でも情緒ある人間と機械との結びつきという点で、マン・ツー・マシーンの結びつきをうまく構成していくことにも考えいかなければいけない、こういうふうに大きさに申し上げますと二十一世紀を展望しているわけでございます。

○井上計君 今、棚橋局長お答えの最後の方に、物質文明・科学文明がさらにつむことによって人間の、何とおっしゃいましたか、要するにそれが欠如するようなことがあつてはならぬ、こういうふうな意味、これは大変重要なといつも私も感じますし、また改めて感じますので、それらの点を御留意いただきながら、今後情報化社会への対応をさらにお進めをいただきたい。

ただ、この法案が臨時措置法でありますから当然でありますけれども、「十年以内に廃止するものとする」、こうなつてはいるけれども、果たして十年以内に廃止することがいいのか、できるのかなという疑念が私は常にあります。もちろんこれは延長でありますし、さらに必要な都度改正すればいいわけですから、恐らくこういうふうな法案の必要性というか、考え方というのはこれから未来永劫続いていくんではないかな、こんな感じも私はしております。これは別に質問ではありませんが、そんなふうな感じがしておるということを、私の感じを申し上げておきます。

それから、労働省せつからくお越しいただいたのでちょっとお尋ねするんですが、要するに問題は人材だと思うんですね、対応していくための特に今お話しのよくな、それを想定する場合に、ますが、これにつきましても絶えず需要動向を勘案しながら、科目の再編あるいは新しい形の短期大学というふうなものの設置、こういうことを通じまして、国あるいは都道府県で公共職業訓練所を設置し、これを行つておるところでございまますが、これにつきましても絶えず需要動向を勘案しながら、科目の再編あるいは新しい形の短期大学というふうなものの充実、あるいは特に民間におきます労働省は当然お考へで、先ほどもちょっと御答弁がありましたがあつたが、果たしてそれで十分かなという

感じがちょっとするわけですね。

それからいま一つ、失礼であります、従来労働省の人材育成というのは、産業政策・通産省の政策とは無縁と言つてはいけませんので、

も、第三セクターにそういうものの運営を委託するとか、新しい手法でいろいろ従来講じてきたところでございます。

今回これを通産省と一緒にやることになりました基本的な背景は、先生御指摘のとおり、産業政策と私ども労働政策がより一体になる方が基本的にどちらもう一つ、具体的にはやはりこういうS-Eクラスというさらに上級の職種、こういうものにつきましては需給の不均衡が非常に大きいといふこと、先ほど申し上げましたけれども、この法案が結果的に需給ギャップの中でも特に私ども大きな課題と思つております地域的な雇用需給の不均衡、これにも非常に貢献するんじゃないかと、いうことがあります。これをより効率的、効果的に行つたためには、私ども労働省の持つておりますノーハウ、施策、それと通産省の持つておられる方針といつては非常に重要なテーマではないか、というふうに思つておるところでござります。

先生の方から今まで産業政策と無縁にやつてたんじゃないかというお話をございましたけれども、私ども弁解じみますけれども、産業構造あるいは就業構造の変化に対応しまして、どういうふうに能力開発を展開していくべきなのかというごとにつきましては絶えず苦心をしておるところでございまして、国あるいは都道府県で公共職業訓練所を設置し、これを行つておるところでございまますが、これにつきましても絶えず需要動向を勘案しながら、科目の再編あるいは新しい形の短期大学というふうなものの設置、こういうことを通じまして、情報化社会、あるいは不足している、これから伸びる必要な科目につきまして懸念な努力を続けておるところでございます。

特に今回審議をお願いしておりますソフトウェア関係、これにつきましては、公共職業訓練における科目的再編、あるいは短期大学におきますそれまであります。それについての具体的な対策を人材だと思うんですね、対応していくための特に今お話しのよくな、それを想定する場合に、ます人がなければどうにもならぬというふうなことであります。それについての具体的な対策を棚橋局長、地域で開発事業について既にいろんなものが進んでいるところがありますね。そういうふうな現状はどのように把握をしておられますか。

それから、これは今年度具体的に地域決定をされるわけですね。だから、それはどうなのが、最終的にこの地域の指定は今のところ大体何ヵ所ぐらいされる計画であるのか、これを承ります。

○政府委員(棚橋拓治君)

まず、現在各地域でど

のような人材育成が行われておるかということですが、これにつきましては、もちろん企業内です。
Eプログラマーをそれぞれの企業が一生懸命養成しようとしておられることが各地域において当然行われておるわけでございます。ただ、その地域の企業内における研修については、水準の高いインストラクターあるいは教材の確保等が必ずしも十分じゃない、そういう面がございます。

それから私どもの施策としましては、先ほど来申し上げます情報大学校と称しております専修学

校を認定しております。これが百一十九校。これは地域に広く展開をいたしておりまして、ここにおいてはプログラマーの初期の段階からかなりの程度の水準までのプログラマーの育成が広範に行われているわけでございます。

そのほかに、情報処理振興事業協会がいろいろこのプログラムの普及について從来から努力をされておりまして、そういう面でも人材育成に相当の効果があるものと思いますが、しかしながら、抜本的にはどうしてもSEを中心二〇〇〇年に大量の不足が予測されるということで今回の対策になつたわけでござります。

に何カ所の承認を予定しておるのかということでおございますが、一応先般成立いたしました予算では六カ所、これは法律に基づきます第二条第三項第一号のイ及びロの業務を行う。先ほど申し上げました株式会社形態で人材の育成と、それからシグマサブセンターの機能を利用して高度の実践教育を行う支援体制と、この二つがコンビになつてやるわけでございます。広い意味での人材教育でございますが、これを行う地域が六カ所指定されておりまして、私ども財政当局とは内々に我々の強い希望としては五年間に毎年六カ所、合計三十九カ所を少なくとも各地域に展開をいたしまして、これによつて四万五千人ぐらゐのＳＥを当該三十九カ所で十年間育成をいたしまして、その四万五千人のＳＥがそれぞれ親元の企業に戻られまして、そこで自分が今度はインストラクターとなつて企

業内の素質のある方を教育をする。大体五人ぐら
いづつ養成をしていただければ、それで二十数万
人の波及効果があるわけでございまして、オリジ
ナルの四万五千人と二十数万人の波及効果による
養成によって三十万人程度は何とか十年間でSE
を育成することになるんではないか、こういう構
想で進めていこうと考へておるわけでございま
す。

○井上計署 わかりました。大いに期待をしてお
ります。

それじゃ次に、時間がありませんから、中小企
業三法について一言ずつお伺いをいたします。

事業団法の改正についてでありますけれども、
出資対象となる第三セクター事業については、地
方公共団体が中心になって積極的に進めていかな
いと、第三セクターをつくるにしても、他のいわ
ば民間団体あるいは企業等の出資がなかなか得ら
れないと思うんですね。だから、言い方は悪いで
すけれども、ちょっと乗っかっていけばできる
んだというふうな、そういうふうな、それでもよ
ろしくないんですけど、何としても中心は地方公
共団体が中心になつてもらわなくちやいけない、こ
う思うんですが、それについて地方公共団体が今
回のこの事業団法の改正によつての第三セクター
の設立についてどのような取り組みを既にしてお
るんでしょうか、またしようとしておるんでしょ
うか。

○政府委員(松尾邦彦君) 今般の事業団法の改正
によりまして第三セクター事業に出資を行いたい
と考えておりますいわれは、各地域におきまして
地域経済の中核を担うのは中小企業である。その
中小企業が経済構造調整の波を克服して二十一世
紀に向けた新たな発展の道を切り開いてほしいと
いう期待が地域地域において大変高まつてきてお
るわけでございまして、そのような大きな高まり
の中で地方自治体あるいは地域中小企業、産業界
挙げて具体的な、意欲的な、地域の実情に合いま
した構想が次々に出てまいってきておるわけでござ
います。もう内容については一々申し上げるま

でもなく御承知のとおりでござりますけれども、このような地域の特性を踏まえた地域の自主的な構想を積極的に私どもとして支援してまいりたいというのが趣旨でございます。

既に私ども本年度の対象といたしましては三十三カ所ほど出資を希望しているプロジェクトが出ましてまいっておりますけれども、それらを見ますと、いずれも地域の自治体が非常に中核的な役割を担つて具体的な構想を練り、地域の産業界に呼びかけて計画を練つておられるわけでございます。

私どもいたしましては、お説のように、地方自治体が大変強い熱意を持っております趣旨に、照らしまして、事業団いたしましては、出資率は地方自治体よりも下回る程度にとどめる方針ではござりますけれども、おつやつたような主旨が十分生きますよう事業の運営に当たりましては、ごぞんごとく診断、指導を通して、自主的な運営が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。

○井上計君 長官ね、大変結構なんです。大いに期待するんです。ただ、これ地方議員の人たちは、こういうことについてはほとんど関心が少ないので、だから、各地方自治体がそれぞれ提案して

も、地方議員は直接的な関心がないものですから案外進みにくい地方自治体があるような、どこで言いませんが、若干そういう私懸念をするわけです。だから、地方議員に対してもう一つは、啓蒙といいますか、宣伝も何かお考えをいただければ、これは希望しておきます。

次に、投資育成会社法の改正であります。十
いに結構であります。ただ、私なんかが今いろいろな相談等々を受ける中で、これは投資育成会社ということじやありませんが、よくあるんでありますけれども、申請をする手続書面が非常に厄介だから、希望してもなかなか申請しない、従来そういうケースもあります。それから信用保証協会等々の場合には、何年か前に一回ちょっと返済が滞したことがある、そういうふうなのが非常に問題になつてなかなか簡単に認可されないと、い

か、許可にならぬという、そういうふうな審査の問題が非常にあるわけなんです。五年前に失敗したから、現在も必ず失敗するということは違うわけですから、そういう面について審査、手続等々についてできるだけ親切にあるいは簡便にこれはもうぜひお願いをしたい、こう思うんですが、新しい制度であるだけになかなか審査の基準が難いと思いますけれども、そういう面についての配慮をぜひしていただきたい、こう思います。が、これについては何かお考えありますか。

○政府委員(高島草庵) 御指摘ございましたように、投資育成会社のみならず、信用保証協会等々中小企業政策のための諸機関というのは、やはり弱い人、小さな人たちに温かい手を差し伸べるというのがあなた基本でございます。したがいまして、過去に不都合があった、例えば他の金融機関への支払いがおくれたというようなことだけで、その理由のみをもつて今回の投資育成会社の新しい制度の対象にしないというようなことはすべきでないと思います。あくまでその時点での成長性、あるいは表にはつきり出ていないけれども、その中に秘めているノーカットとか技術というものを投資育成会社のこれまでの長い経験に基づいてよく見抜いてこれに援助をしていくことであろらかだと思います。現在の投資育成会社は、御案内のように、既に存在している企業に対する支援でござりますから、その企業の成長性がどうあるとか、あるいは収益状況がどうなっているか、さらには資本調達の必要性がどうかといったことから審査をするわけでござりますが、御指摘のように、創業段階での支援ということになりますと事業実績がございませんので、先ほど申し上げましたように、技術ノーハウといったものを十二分に見きわめるということから審査を行っていくというところであろうかと思います。

か、許可にならぬといふ、そういうふうな審査の問題が非常にあるわけなんです。五年前に失敗したから、現在も必ず失敗するということは違うわけですから、そういう面について審査、手続等々をついてできるだけ親切にあるは簡便にこれはもうぜひお願いをしたい、こう思うんですが、新しい制度であるだけになかなか審査の基準が難しいと思いますけれども、そういう面についての配慮をぜひしていただきたい、こう思いますが、これについては何かお考えありますか。

○政府委員(高島重志) 衆議院にございましたようなふうに、投資育成会社のみならず、信用保証協会等々中小企業政策のための諸機関というのは、やはり弱い人、小さな人たちに温かい手を差し伸べるというのがもう基本でございます。したがいまして、過去に不都合があつた、例えば他の金融機関への支払いがおくれたというようなことだけで、その理由のみをもつて今回の投資育成会社の新しい制度の対象にしないといふようなことはすべきでない、と思います。あくまでその時点での成長性、あるいは表にはつきり出ていないけれども、その中に秘めているノーハウとか技術というものを投資育成会社のこれまでの長い経験に基づいてよく見抜いてこれに援助をしていくことであろうかと思います。現在の投資育成会社は、御案内のように、既に存在している企業に対する支援でござりますから、その企業の成長性がどうあるかとか、あるいは収益状況がどうなつているか、さらには資本調達の必要性がどうかといったことから審査をするわけでございますが、御指摘のように、創業段階での支援ということになりますと事業実績がございませんので、先ほど申し上げましたように、技術ノーハウといったものを十二分に見きわめるということから審査を行っていくということであるうかと思います。

中央会の役員をしていたころ盛んに運動し、盛んにお願いをしてこういうのができた。大変喜んであります。ただ、残念ながら、現在加入率からいようと、百二十万人ぐらいいになつておるようあります。が、該当する企業から見るとまだ四分の一以下、あるいは五分の一程度ということでありますから、まだP.R.が十分行き届いていないという面があります。それからもう一つは、実際にどのようなど、いうか、案外このメリットを知らないんですね。ちょっとと試算をいただきますと、こんなにメリットがあるのかなと私自身が改めてびっくりするほど節税効果といいますか、メリットがあるわけですから、これらのことのもつとP.R.をしていただきたくたい。

おるんですが、この際、何かその辺を実情に合った小規模企業ラインというものを考えていくこともこれと同時に必要ではないか、こういう感じがいたします。この基本法の問題については、今そろは端的に大臣も長官もお答えにくいのでありますから結構でありますけれども、希望を交えて、今申し上げたようなことについてひとつお答えをいただきたい、こう思います。

○政府委員(関野弘幹君) 小規模企業共済制度というこの制度は、退職金制度というよつたものがございません小規模事業者にとりまして、それぞれが掛金を長期的に掛けまして事業の転廃業資金をみずから積み立てる、こういう制度でござりますして、私どもも中小企業の構造転換のために非常に役に立つ制度だと考えておりまして、加入促進をぜひ計画的に進めていきたいと考えて、この次第でございます。

体裁悪いけれども、簡単にできるのかどうか、こういう懸念も起きてくると思うんです。従来でも五万円の人がそういうことがあつたわけです。そういうふうな面等についての指導というか、運用について十分配慮していただかなくちゃいけない、こう思います。いずれにしろもつともつといろんな各関係団体を通じてそういうふうなメリットを大いに知らすようなPR、加入促進をぜひお考えをいただきたい。これについてお考えはどうかということ。

それからいま一つ、これは意見でありますけれども、現在の基本法からして、小規模企業に該当するのは商業、サービス業は従業員が五人以下、それから製造業は二十人以下ということになつてますが、それをちょっと超えたクラスのところにこれに入りたいという人が相當あるわけですね。事業団の森口理事長笑っておられますけれども、そつだと思うんです。だから、これは基本法との問題がありますから、簡単にお答えをうんといふことは求めませんけれども、これについては基本法の改正を私なんかも何年も前から時々言つて

それから、掛け金を今度七万円に引き上げましたときの減額ということにつきましては、これは小規模企業共済法第八条第二項の規定で、特別の事情が生じた場合には可能であるということになつております。特別な事情と申しますのは、例えば事業経営の悪化でありますとか危急の費用の支出といふような場合で、掛け金の納付が著しく困難になつた場合、こういう条件がございますので、こういう条件に合つた方につきましては、掛け金の減額をしても継続してこの制度に加入していただく

そういうことを私ども今後も努めたいと考えております。それから最後に、小規模企業者の範囲の問題でござりますが、小規模企業につきましては、最近縮小してきたとはいえ、付加価値生産性が落ちるあるいは資金レベルあるいは勤労福社面あるいは退職金といった面でも、大企業と比べれば当然であります。中企業と比べてもなお格差があるわけでございます。また経営の実態を見まして、生業的な企業が多いわけでござりますから、収益力も弱いために資本蓄積が低いというようなことから経営環境の悪化に対する抵抗力が少ないということで、私どもは小規模企業共済制度というような制度につきましては、掛け金について全額所得控除、それから共済金につきまして一時金で受け取った場合には退職所得方式、分割支給で受け取った場合には公的年金控除の対象という、先生御指摘のように、かなり恵まれた税制上の恩典措置が講ぜられているところでございます。

したがいまして、こういう税制上の恩典措置とのバランスを考えますと、小規模企業者の範囲といふものを直ちに改正していくというのは非常に難しいことではないかと考えますが、御指摘の点を踏まえて、今後長期的に検討していくべき問題だとさうに考えております。

なお、私ども今の先生のような御指摘を踏まえまして、制度の運用に当たりましては、加入した際に小規模事業者であれば、その後にその企業が成長しまして小規模事業者ではなくなつても、加入者が御希望であれば、継続してこの制度に加入していくだけという運用をいたしているところでございます。

○井上計君 時間になりましたから、あと要望と意見だけ言つておきます。

先ほど市川委員が変化のときこそ中小企業発展のチャンスと白書にあるけれども、実際は中小企業の多くは淘汰されるのではないか、こういう御質問、御意見がありました。これは視点の違いで私は必ずしもそうは思つておりますが、松尾長

と「どうことを私ども今後も努めたいと考えております。」
それから最後に、小規模企業者の範囲の問題でござりますが、小規模企業につきましては、最も縮小してきましたとはいえ、付加価値生産性が落ちるあるいは資金レベルあるいは勤労福祉面あるいは退職金といった面でも、大企業と比べれば当然ありますが、中企業と比べてもなお格差がありますが、中企業と比べてもなお格差があるでございます。また経営の実態を見ましても生業的な企業が多いわけでござりますから、収益力も弱いために資本蓄積が低いというようなことから経営環境の悪化に対する抵抗力が少ないということで、私どもは小規模企業共済制度というような制度につきましては、掛金について全額所定の控除、それから共済金につきまして一時金で受け取った場合には退職所得方式、分割支給で受け取った場合には公的年金控除の対象という、先生御指摘のように、かなり恵まれた税制上の恩典が置が講ぜられているところでございます。
したがいまして、こういう税制上の恩典措置とのバランスを考えますと、小規模企業者の範囲でいうものを直ちに改正していくというのは非常に難しいことではないかと考えますが、御指摘のとおり踏まえて、今後長期的に検討していくべき問題だというふうに考えております。
なお、私ども今の先生のような御指摘を踏ままして、制度の運用に当たりましては、加入しない際に小規模事業者であれば、その後にその企業が成長しまして小規模事業者でなくなつても、加入者が御希望であれば、継続してこの制度に加入いただけるという運用をいたしているところでございます。

官が自助努力を進める施策をうんとこれから進めらるんだと、こういう積極的な御発言、全くそのとおりであろうと思いますが、ただ我が国は、歐米先進国と比べると、中小企業関係の法律、施策がまことに充実しているんですね。恐らく日本ぐらいい中小企業関係の施策、法律の多い国は欧米先進国の中にならうと、私はこう承知しております。ところが、実際にそれが中小企業者に知られていないんですね。だから、余りにも多くあり過ぎて、親切過ぎて知られていないという面もあろうと思ふんです。

ですから、今後この運用についてはひとつきめ細かい運用、特に出先機関ですね、各県等々の商工部あるいは出先通産局のそういうよつやな窓口がもつと積極的にひとつ親切に運用していただく、指導していただかなければ、せつかくのいろんな施策、法律も用をなさぬ。あるいは先ほど市川委員が言われるような中小企業の淘汰策につながるんじやなかろうかという意見が出ることも無理からぬことだと考えますので、特にこの点を要望して、もう時間がありませんからお答え結構であります、要望して終わります。

○木本平八郎君　いよいよ最後になりますて、これが私の国会における最後の発言になるかもしれませんので、元商社マンとしての立場から、まずもつていろいろ御理解いただきたいという点を説明したいと思います。

それで、けさほどから天安門の問題をきつかけにして、いわゆる警戒警報が解除されていないのにどんどん商社マンだとか駐在員が現地復帰していいるじやないかというふうな話があつたわけです。これについてぜひ御理解いただきたいのは、

いうのが商社の駐在員の一番言いたいことなんですよ。私も何回も経験がありますけれども、バッグダッドもそうですし、それからサイゴンの場合もそうですし、そういうふうな現地の人間というのやはり嗅覚が発達しておりますから、危険というのは一番感じるわけですね。したがって、危なければ現地の人間は自分で逃げるわけですよ。決して特攻隊みたいな、あるいは神風みたいなそんな気持ちは全然ないわけですね。したがって、皆さんにぜひ、新聞記者自身も、外電だけを見ていとこよりして記事を書いていますから、現地のことを肌で感じていないわけですから、そういう情報によって迷わされちゃ困るということです。何かがありましたら必ず現地に聞いていただきたいと思うわけなんです。

これは、棚橋祐治君 私がおりましたのは先進国のドイツでございまして、政情不安な国にいた経験は不幸にしてございませんが、私も通産省でいろいろ通商関係の仕事など見ておりまして、確かに、今木本先生がおっしゃるように、現地の情勢の把握が我々の対応策の要であるということは全く感でございます。

○木本平八郎君 それで、むしろ怖いのは、先日

ありました山口代議士の三男の方が自動車事故で

亡くなられたとか、あるいは豊島愛さんですか、ああいうこの方が怖いわけですね。予期しませんが御心配になるほどのことはないといふことをぜひ御理解いただきたいと思うんです。

それから二番目に、先ほどありました問題

ですけれども、例え

ばカメラを日本で買うより

もニューヨークで、あるいはニューヨークから逆輸入されたきたものの方が安いじゃないかという

ことなん

です。

これは私は商社マンの立場として

は二つの原因があると思うんですね。一つは土地代の問題です。地価が日本は高いということですね。これが権利金から家賃からもうすべてのものにかかるべきから、それが高いということ

とが一つ。それから二番目は、人件費が高いとい

うことです。人件費がなぜ高いかといいますと、日本はマネジメントが下手なんです。失礼ですが

れども、皆さんこの中に女中をお使いになつた経験のある方といふのはほとんどないんじゃないですか。皆さんいろいろ部下を使っておられますけれども、これは組織や会社が使つておられるのであって、皆さんが自分の力で使つているんじゃないですか。皆さんが自分の力で使つておられるのです。これがアメリカや外国とえらい差のあるところなのですよ。したがって、日本はみんな国民が能力がよくてどんどん働きますから、それで生産性が上がるわけです。それで組織では生産性が上がつているわけですが、個々の人を使つとか、能力のない人をうまくおだてて使つていくという能力は日本のマネジメントにはないんです。したがつて、人件費が非常に高くなっているんですね。したがつて、例えばカメラならカメラが工場から出るときは、これ長野かどこかの地価の非常に安いところで出て、それで余り日本を通りやすくなつてアメリカへ行つちやうでしょう。それで物すごく安いわけですね、その段階では。それからアメリカから帰つてくる段階も安いんですよ。ところが、日本の中で工場から出て東京やなんかをうろうろしているとどんどん値段が高くなつちやうわけですね。だから、この流通問題をやるときにせひ根本的にやらなきゃいけないのは、地価問題をどうするかということ、生産以降の、何というんでですか、マネジメントだと人件費をどういうふうにやっていくかということが非常に大事だと思つてます。

これは質問じやございません。

それから次に、これはいよいよこの法案の問題

であります。

なんですか

れども、ソフ

ト開発の問題ですね。

労働省にもぜひこれお聞きいただきたいと思うんですけども、私は結論的に言いますと、この情報

大학교

というの

は日本につくるんじやなくて外

国に、フィリピンだとタイだとマレーシアだ

とか、そういう特に近隣諸国ですね、インドぐら

いまで、こういうところにつくるべきじゃないか

と思うんですよ。それで、ここでプログラマーを

養成して、それで日本の方はプログラマーを今度

SEに再教育する

ことに力を入れた方がいい

と思うんです。それで、ここでプログラマーを

養成してやる。それで、例

えば三百人

要るんなら、向こうに大学を日本で

つくつてやつて、それで日本から先生を送つて、そ

して千人ぐらいの卒業生をつくつて、その中で三

百人ぐらいは日本で使うと言つたらおかしいです

けれども、希望があれば千人でもいいんですよ、

日本によこそすというふうなことをやつていかな

きやいけないんじゃないかと思うんですよ。

それで、これは労働省に申し上げたいのですけ

れども、希望があれば千人でもいいんですよ、

日本によこそすといふうなことをやつていかな

きやいけないんじゃないかと思うんですよ。

それでは、具体的にこういうソフトウエア関係

の養成という問題につきまして、東南アジアを中

心といたしました

そういうう

うで養成をして、東南アジアを中

心といたしました

人労働者の受け入れ問題については、単純労働者と、それから今おつしやった技能労働者といいま
すが、知的な面での労働者の受け入れの問題とか、いろいろの観点が違いましょうが、これは非常に議論のあるところございまして、当省の中でも議論百出で、率直に言って、まだ方向がなかなか取
れんしないわけでございます。今おつしやったた
くに、社会的な問題等という問題が生ずるか、
法務省、労働省あるいは外務省といろいろ今後検討していくかなければいけない問題であろうかと思
います。

たた、今木本先生おっしゃいましたように、ア
ジア諸国、欧米もそうですが、その面での特にソ
フトの面での交流というのは非常に重要なござい
まして、我々は将来ASEAN、NIES等との
この面での協力を想定いたしまして、従来既に幾
つかのプロジェクトを進めております。

まりコンピュータリゼーション等情報化が一番進んでおる日本の技術をシンガポールとかタイとかもに伝播するためにも、言葉の障害がこの分野では非常に大きいものですから、例えば日本語を自動的にタイ語やフィリピン語に翻訳をするようなシステムについて技術開発を今強力に進めておりまして、相当程度の進捗をいたしておりますので、こいつ分野でまた特に ASEAN 等との連携が深まっていくものと思っております。それから、アジア諸国等の情報処理技術者のレベルアップの試験について私どもは大変な蓄積がありますので、レベルアップの試験について大いに協力をいたしております。それから、何はともあれ人材育成を図つていこうということで、海外研修センターの設置と、それから研修生の受け入れを行つております。そして、三年間に実績として東南アジアから約七百名の研修生を受け入れるなどいたしております。それから、ASEAN 諸国等から非常に強い要望がありますので、情報処理技術者育成用知的CAI システム、コンピューター・エーテッド・イ

ンストラクション」という一種の教育関係の機器の開発等、これを一緒になって研究協力をいたすなど、そういう点できめの細かい協力関係をしています。いろいろの対策を講じてもASEAN等との連携が十分可能であり、必要である、こういう観点でありますので、今後確かにソフトウエアの分野は具体的な施策を進めてまいる所存であります。

○木本平八郎君 今後やつぱりODAの方といふのを考えて直して、それで、こういう分野でその国をアベロップさせていくというふうな観点から、ただ単に日本のニーズを満たすというだけじゃなくて、現地の技術を上げてあげるというふうな観点で対処する必要があると思うんですね。そこで、これはまたぜひ皆さん方にお願いいたします。すけれども、例えはこういうコンピューター関係のソフト開発の大学校をつくるとしますね。そのときに、私は具体的には日本のNECだとか、富士通だとか、日立だとか、三菱だとか、そいんすけれども、例えはこういうコンピューター関係のソフト開発の大学校をつくるとしますね。そのときに、私はそういう考えなんです。そういうことを言うと、皆さん、それは大企業がもうけるためにやるんだとおっしゃるに決まっているんですけど、といったものが各国分担してそれをやらせればいいという、私はそういう考え方なんです。そういうことをやるんだとおっしゃるに決まっているんですよ。ところが、大企業性悪説というのはぜひやめてもらいたいわけですよ。我々は、最後ですから声を大にして申し上げるんですけれども、商社にしても企業にしてもプライドを持っているんですね。現地へ行って、あのやろうなんて思われたくないから、みんな現地の信用を得ようと思つて必死になつてやつているわけですよ。今はそんなそろばん勘定でもうけようと思ってやつてもうかるような仕組みじゃないんですよ。世界の貿易というのは、もう完全に信用が第一ですから。そういう信用を得るために、例えは三菱商事でもハーバードに日本講座というのを百万ドル寄附してやつているわけでしょ。そういうことをみんな一生懸命地道にやつているわけですから、もう日本の企業を信用していただきたいんです。それをやつていたいたいた方が私は成功すると思います。

これは少し我田引水かもしれないけれどもね。

ンストラクションという一種の教育関係の機器の開発等、これを一緒にになって研究協力をいたすなど、そういう点できめの細かい協力関係をしいておりますので、今後確かにソフトウエアの分野はいろいろの対策を講じてもASEAN等との連携が十分可能であり、必要である、こういう観点で具体的な施策を進めてまいる所存であります。

それから、次の問題ですけれども、ひとつ松尾長官にお伺いしたいんです。これが何回も言つてあるんですけども、私は、日本の中小企業というのをむしろ零細企業と中小企業というのに分けなきやいかね。日本の中小企業は既に大企業と同じだと、体質的にはね。少し資金の差などがあるけれども、しかし、大企業でも必ずしも売上高が多いからい企業と言えなくなつてゐるわけですね、もう日本の場合には、質の問題が非常にあるわけですね。

そこで、日本の中小企業、いわゆる中小、その辺は世界的に見たら、大企業並みに互していくるところまできているんじゃないかと思うんですね。その辺はいかがですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど来いろいろ御議論がございましたように、中小企業はこの十数年來の経済環境の激変の中ですぐれた適応力を發揮してまいり、日本経済全体が大変国際的にもすぐれたパフォーマンスを発揮しているという評価を得ているのにあずかって大きなものがあつたと思ひますし、これからも経済構造調整の中でも從来の実績を踏まえて大きな役割を果たしていくことは私は間違いないことだと信じていろいろお話しします。

今御指摘の中小企業の国際的な地位ということになりますと、世界各国、若干中小企業の定義も違つておりますけれども、大きづかに申しますれば、欧米先進国におきましても我が国と大差のない定義のもとに中小企業というのをとらまえておりますし、私どもも同様に、やはり大企業に比べれば経営資源に制約が大きいだけに、みずから活路を切り開いて進もうとする努力に対して、その成果が出来ますように経営資源の補完を行うという姿勢もまた欧米先進諸国におきましても共通のこところだと存じます。

ただ、御指摘がございましたように、中小企業と申しましても全國に六百万からしてあるわけでございます。そのような中に小規模企業というの

は約五百萬ということで、規模におきましても、それからまた業種におきましても、存立しております地域におきましても多種多様でござります。私どもは、その中小企業の多種多様な存在を前提いたしまして、適切な自助努力を踏まえて、私どもが経営資源の補完をすれば必ずから活路を切り開いていける、そういうような中小企業に着目いたしまして政策助成を行つては、この中小企業政策はコストパフォーマンスという点において極めて効率の高いものであると自負いたしております。

○木本平八郎君 五百萬の零細企業は、これはちょっと別でされども、百万の中小企業というものを今後どういうふうに持っていくかです。

そこでもう一つお聞きしたいのは、日本の中における中小企業の段階から、もう世界の中における中小企業になりつつあると思うんです。例えば部品なら部品は、日産自動車なんかに納入しているだけじゃなくて、ベンツにもGMにもというふうな、そういうところに成長しつつあると思うんですよ。それで私は、こういうふうな世界的な地位になってきてるんで、とかく、私なんかはまだ多少残っているかもしませんけれども、中小企業というとすぐ親会社の下請企業だと、それで親会社に振り回されているというふうな感覚があると思うんです。これはもう相当脱皮してきていいんじゃないかなと思うんですが、実態はどうなんでしょう。

○政府委員(松尾邦彦君) 御指摘のように、確かに製造業をとりますと、六割強が下請企業という範疇に属するかと存じます。親企業と下請企業の関係も近年急速に変化してまいってきております。本年の中小企業白書においても詳細な分析をいたしているところでござりますけれども、親企業から見ますと、中小企業も単に単一の部品を発注する相手ではなくて、場合によりましたらユニット発注あるいは完成品発注というところまで発注内容も変わってきておりますし、下請企業の

持つ専門技術を重視して研究開発のパートナーとして位置づけたいというような親の評価にもなってきているわけでございます。し、これらの親企業の期待にこたえるべく、下請中小企業の場合におきましても製品の多角化あるいは自社製品の開発、あるいは取引先の多角化ということに取り組んで着実な成果を上げてきており、そのような成果を上げている中小企業こそますます仕事の量もふえてくる、発展の可能性もふえているというのが実情でございまして、そういう意味で、下請企業も非常に最近の経済環境の変化にうまく適応しきっている企業がふえてきているということだと存じます。

いずれにいたしましても、私ども、下請企業に限らず中小企業は、内外のニーズの動向的に的確に対応いたしまして、中小企業ならではの持ち味、個性を生かして国際経済社会に通用するような企業になつてもらわなければならぬ。そのためには、先ほど来申し上げておりますけれども、零細企業に限らず、中小企業はどうしても相対的には大企業に比べて経営資源に限りがある。したがつて、自助努力が結実しますよう所要の支援を進めてまいりというものが私どものとつてまいっております中小企業施策の考え方でございます。

○木本平八郎君 今、日本の中小企業は、タイ国を初め東南アジアにどんどん企業進出していますね。それで、外国人が見たらもうびっくりしていいわけです。海外への企業進出なんていふのはもう大企業だというふうが歐米の常識なんですね。中小企業が、まあそういう言い方をしては悪いかもされませんけれども、ろくすっぽ英語もしやべれないのがどんどん行つてゐるというので、それこそカミカゼだというふうに恐れられているわけです。私はしかし、それは中小企業ということで言つてはいるからおかしいのであって、日本の中小企業はもうその思考パターンだとか、体質からいけば大企業並みですかね、世界でいえば、だから当然なんですね。その辺、中小企業という名前を持つるものだから、そういう誤解を与えていると思

そこで、一つせひお願ひがあるんですけれども、中小企業事業団の方なんかでも、今皆さんどんなん進出されているんですよ。ところが、私の聞いている範囲では、必ずしもうまくいかないんですね。大企業でも海外への企業進出というのは大変なんですよ。特に日本人というのは、先ほど申し上げましたように、人を使った経験がありませんからね、そういうことで非常に四苦八苦されることが多いわけです。せっかく進出しているわけですから、なるべくこれは成功させてやりたいということでもって、私はコンサルタントというのも、口先だけのコンサルタントじゃしようがないですけれども、本当に海外で苦労したという人がもういっぱいおりまして、どんどん今〇Bでやめていっているわけです。リタイアしているわけです。定退を迎えているわけですね。こういうようなのを再教育して、そして事業団の費用で派遣してやる、そして中小企業に協力してやるといふうことを考えていたけないものかと思うんですが、いかがでしようか。

○政府委員(松尾邦彦君) わつしやるよう、中 小企業の海外進出は最近盛んでござりますけれども、これはどちらかと申しますと、産業のすそ野を広げ、雇用の機会を拡大し、技術の移転を着実にもたらすということで、進出先の各国企業からは基本的には大歓迎されているものと私どもは理解しております。ただ、歓迎されておりますけれども、企業経営としての難しさは今御指摘のとおりでございます。そのような意味で、今先生がおっしゃったとおりなんでございますけれども、海外投資、海外事業活動の経験の豊富な方々を中心事業団におきまして海外投資アドバイザーとしてたくさんの方に委嘱をいたしております。必要があれば、現地にも進出を希望する中小企業と一緒に行つていただきますし、あるいは国内でいろいろ進出先の選択、パートナーの選択、事業の進め方についてきめ細かな指導を今進めてまつておりますので、この制度を引き続き一層拡

充し、中小企業の方々に十分利用していただけるようにしてまいりたいと考えます。

○木本平八郎君　あと余り時間がないものですから、それでは先ほどのベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社ですか、この問題でちょっと考え方を一つひねっていただきたいのは、要するにベンチャーキャピタルというのがあるんですね、ベンチャービジネスに対してベンチャーキャピタルというのがあるんですけれども、問題はここに発生するリスクの問題なんですね。したがって、輸出保険的に通産省なり第三セクターでもいいんですけれども、保険を引き受けさせていただくということでもってスマートにいく点があるんじゃないのか。こういう育成会社で出資あるいは融資のものもいんですねけれども、八割なら八割保険を引き受けていただく、そうすると相当スマートに進む点があるんじゃないかということが一つ。

それから、ベンチャービジネスが、これ一割か二割かですけれども、成功すると、これは大変なことでもってスマートにいく点があるんじゃないのか。キヤビタルゲインがあるわけですね。このキヤビタルゲインでもってロスの方をカバーするというふうなことが考えられるんじゃないかということです、少し民間活力を生かせるような方法でやっていただけたらと思うわけなんです。

もう一つ、最後に年金制度の問題ですけれども、ぜひこれはサラリーマンの厚生年金だって国民年金だって全部そうなんですねけれども、こういう考え方を基本的にぜひついていただきたいのは、要するに将来不安をなくするということが必要なんですよ。年金なんというもののは、もらわずに済めばこんな結構なことないわけですから、いわゆる保障だと、保険というふうな考え方をしていただいて、これも六十歳からだつたらもう支給するんですけどとかなんとかじやなくて、要らない人はずっとそれを遠慮していただく。そのかわり、私が何回も言っているんですけれども、例えば一年間辞退したら一割アップだと、十年間辞退したら倍になりますというふうなことでやっていくとか、だから、保険とか保障とかいうふうな点に重点を置いてい

ただきたいわけですよ、ただ五万円掛けたら幾らやるとか、そういうことじやなくて。そういう不安がなくなれば、中小企業を自分でやっておられる方々ですから、相当これはもうしっかりとあります。

○政府委員(高島章君) 御指摘の第一点と第二点についてお答えを申し上げたいと思います。

最初のベンチャービジネスと保険の問題でござりますが、現在、これは機械情報産業局の所管でございますけれども、研究開発型企業育成センターというのがございまして、ここがまだ卵の段階でありますけれども、いい企業の芽をよく審査いたしまして、これに保障をする制度が既にでき上がっております。

それから第二点のキャピタルゲインについてでございます。

御案内のように、現在、投資育成会社というのは、投資先企業が資本調達が可能になつた段階で株式処分を行うのが原則になつております。こういう株式処分による利益、すなわちキャピタルゲインというのは投資育成会社の重要な原資でございまして、これがまた投資先の中小企業の振興に大いに役立つてゐるわけでござります。今回の創業支援の段階での新しい事業というのは、御案内のように、非常にリスクが伴うものでござりますが、こういうリスクをカバーできるというのも、とりもなおさず、これまでのキャピタルゲインによりまして投資育成会社の財政基盤が非常に強固になつてきたということをございまして、今後どこもこのキャピタルゲインというものが中小企業振興にうまくリンクいたしまして、いい循環に入つていくことを期待しているわけでござります。

○政府委員(闇野弘幹君) 先生の御質問の最後の点でございます小規模事業者も、一般的のサラリーマンと同様、将来の不安というものを持っているわけだから、それにに対する保障あるいは保険とい

う考え方を持つて制度を運営されるべきではないか、こういう点で二きハ其す。

私どもの小規模企業共済制度というのは、これは厚生年金、国民年金といった公的年金制度とは非常に性質が異なっております。と申しますのは

は、これは小規模事業者の事業の廃業等の場合についての共済制度という考え方でござりますから、加入は全く任意でございまして、千円から七万円までの任意の金額を毎月掛けていただく。そして事業をやめたときに一時金または分割共済金という形で受け取る、こういう制度であるわけでござります。

に對し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、本法案が、独占資本の戦略的重要な部分であるソフトウエア分野を育成するため、情報関連大企業を中心に支援するものであるからであります。

本法案で養成しようとしている高度なソフトウエア技術者、システムエンジニアを大量に必要としているのは、プログラム業務従事者を大量に抱えているコンピューターエンジニアや鉄鋼、電力、金融などのユーザーを含めた大企業であります。本来ならば、企業内研修で実施すべきものであります。

反対することを表明して、討論を終わります。
○委員長(宮澤弘君) 他に御意見もないようですが
から、討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。
まず、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨
時措置法案について採決を行います。
本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(宮澤弘君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。
産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとして、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよなら
決定いたします。

先生の御指摘の保険、保障という考え方になり
ますと、これはむしろ国民年金等の公的年金の世

界になるんではないかという感じがいたしております。まして、この場合には確かにある一定年齢以上になつた場合には、健全な国民生活の維持という意味で一定の生活レベルというものを保障するという考え方に入つてくるわけでございますが、ただ、この考え方となりますと、例えば加入につきまし

業に対しコンピュータ、半導体、ソフトウエア開発で二千四百二十億円もの補助金、委託費を投じて支援してまいりました。これら特定の大企業を中心の事業に出資、NTT無利子融資、受講奨励金助成などさらなる支援は容認することができます。

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業事業団法の一部を改正する法律案について採決を行います。

御指摘のような意味での保険、保障という制度とは、私どものこの小規模企業共済制度の目的、趣旨がかなり違うのではないかという感じがしてお

○委員長(宮澤弘君) 他に御発言もないようですが、
から、四案の質疑は終局したものと認めます。
これより四案を一括して討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
るわけでござります。

○市川正一君 私は、日本共産党を代表して、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案

戦略的に重要な部分であるソフトウエア分野を育成するため、情報関連大企業を中心に支援するものであるからであります。

本法案で養成しようとしている高度なソフトウエア技術者、システムエンジニアを大量に必要としているのは、プログラム業務従事者を大量に抱えているコンピューターメーカーや鉄鋼、電力、金融などのユーザーを含めた大企業であります。本来ならば、企業内研修で実施すべきものであります。

我が国情報産業、電子工業には、一九六二年以来今日まで、富士通、日本電気、日立などの大企業に対しコンピュータ、半導体、ソフトウエア開発で一千四百二十億円もの補助金、委託費を投じて支援してまいりました。これら特定の大企業を中心の事業に出資、NTT無利子融資、受講奨励金、助成などさらなる支援は容認することができません。

その第二は、これが一般のソフトウエア技術者、中小零細企業にはほとんど役に立たず、地域経済の活性化にもつながらないからであります。

大規模化、高度化するソフトウエアの開発は、ユーチャーの業務にも精通した大企業にしかできないくなっている状況のもとで、中小零細企業、一般の技術者が利用することはできません。また、本法案は、東京二十三区以外の全国主要都市がすべての対象となる予定であり、東京一極集中の是正や地域経済の活性化に役立つものとは考えられないとからであります。

第三は、雇用促進事業団の助成策を織り込み、労働省との共管の法律でありながら、ソフトウエア労働者にとって最大の問題である長時間過労労働など劣悪な労働条件への解消策が何ら盛り込まれていません。

我が党は、もちろんソフトウエア技術者の養成の必要性については、これを認めるものであります。が、本法案に対しても、以上申し述べた理由で

○委員長(宮澤弘君) 他に御意見もないようですが、これから、討論は終局したものと認めます。

これまで、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮澤弘君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法案の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業事業団法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(宮澤弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。産業貿易及び経済計画等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとしておりまして、閉会中もなお調査を継続する」とことし本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよならを決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよならを決定いたします。

○委員長(宮澤弘君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮澤弘君) 御異議ないと認め、さよならを取り計らいます。

○委員長(宮澤弘君) 委員会を終了するに当たりまして一言申し上げます。

本委員会は、今期国会に付託された案件のすべてについて、滞りなくその審査を尽くすことができました。これはひとえに委員各位の御熱意と御協力のたまものでございます。殊に会期末におきましては、多くの議案について審査を煩わすことになりましたが、各会派理事の御理解と御高配によりまして円満な委員会運営を行うことができました。心からお礼を申し上げます。

改めて申し上げるまでもなく、本年は参議院議員の改選が行われる年であり、本委員会におきましては十三名の方が改選期を迎えられます。選舉

に臨まれる方には御健闘をお祈り申し上げ、また、
これを機に勇退なさる方には健康に留意され、今
後とも御指導を賜りますようお願い申し上げま
す。今日までの御協力に改めて感謝申し上げま
してお礼の言葉といたします。ありがとうございました
した。（拍手）

これにて散会いたします。

午後三時三十四分散会

平成元年七月十三日印刷

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P